



あいち



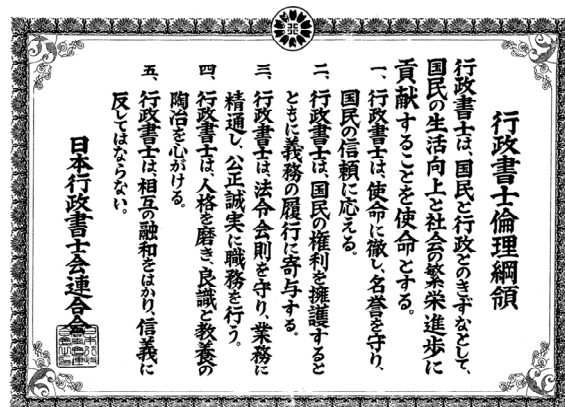
知多市公認
佐布里池梅まつりキャラクター
梅子

- 平成26年度 日行連臨時総会
- 建設業関係業務履修講座 ①②開催
- 平成26年度 第33回「生活お困りごと無料相談会」



目次

行政書士はおもしろい	常務理事 大内田 省吾	1
平成26年度 日行連臨時総会		2
建設業関係業務履修講座①②開催		2
平成26年度 第33回「生活お困りごと無料相談会」		3
座談会② 大学と行政書士会との連携の在り方		4
民法の基本理論⑪	名城大学 柳 勝司	11
事件報道を読み解く	名城大学 榎本 雅記	14
ちょっと役立ち豆知識	中央支部 金 恩瑩	17
お知らせコーナー 都市計画法第34条第1号の許可基準及び運用基準の一部改正について（依頼）		19
都市計画法第34条第1号の許可基準		20
別表（法第34条第1号許可基準第2項第1号関係）		22
都市計画法第34条第1号の許可運用基準		23
業務相談会のお知らせ		24
業務相談会申込書		25
会員訪問記（新城支部 村松 一壽重会員）	会報委員 矢澤 あや子	26
支部だより		27
事務局だより		39
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		42
コスモスあいちコーナー		46
あとがき		47



行政書士はおもしろい

常務理事 大内田 省吾

巷間、行政書士への質問で、「行政書士の仕事は」と言われることがままあるようで、私も、何度も聞かれた経験があります。

行政書士の業務は、世間では、数ある仕業が、各々専門分野により成り立っているように見えるのに対し、専門性が無いように映っているようです。そこで、行政書士って「何する人?」「何ができるの?」ということになるのでは、と思います。

行政書士の仕事は、世の中にいっぱいあふれています。

「行政書士の仕事は」と聞かれて説明することが難しいほどたくさんあります。

私は、行政書士の業務の中には、いろいろな専門があり、専門業務の専門の固まりがいくつもあり、専門業務の店が商店街を形成し、その商店街を一人の行政書士が、独りで経営しているようなものかなと思っています。

素晴らしい資格です。でも、私は、全ての店（業務）を経営できるほどの力も知識も有りません、そこで、行政書士のできる業務の一部を専門にと考え仕事をしています。

私が専門としているのは、土地利用業務です。

たった一部の業務である、土地利用だけでも、自信を持って、全てできるとはいえないくらい幅広く、いろいろな許認可の宝庫ではないかと思っています。

土地利用の代表的なものとして、よく知られているのが、農地転用ですが、会員の方々のホームページを見ていると、土地利用についての記述は、農地転用ですら少なく、どうも敬遠されているのではと思っています。

行政書士の業務の一部でしかない土地利用業務に

ついて、少し偉そうですが解説したいと思います。

行政書士の土地利用業務は、土地利用の業務のうち、登記と建築確認申請（一部は行政書士業務として行える）を除くほぼ全てが、行政書士の業務と見ても間違いはないと思います。土地利用業務が敬遠されていると思っているのは、私だけでは無いようで、「日本行政」平成26年3月号の業務研究「土地関係業務について職域の確立をすすめるために」の中でも「土地関係業務に携わる行政書士が不足しているのは、全国的に見られる状況ですが、そればかりか、近年は減少傾向にあるとの声さえ聞こえます。」とも書かれており、私もそのように思います。

行政書士の仕事は面白いもので、土地利用の仕事をしていても、土地利用の業務から相続へ、倉庫業・運送業、福祉関係事業へと広がりを持つこともよくあります。

よく世間で言われていることに、行政書士の試験は、業務から乖離して、試験勉強が役に立たないなどといわれていますが、確かに、司法書士や土地家屋調査士等と比べれば、そのまま業務に役に立つことは少ないでしょう。しかしそれは、試験が試験勉強が、業務より乖離しているのではなく、そのような難しく、業務から乖離したように見える漠然としたものの中から、自ら専門性がある仕事を探し、究めるといって行政書士の業を現しているようにも見えます、だから行政書士は、専門家なのです。

偉そうに書きましたが、私も、やったことのない仕事のほうが、まだ多いと思います。

毎日が調査と勉強です。だから行政書士はおもしろいのです。

平成26年度 日行連臨時総会

岡崎支部 鈴木 敬済



去る平成26年12月3日、ホテルオークラ東京にて行政書士法改正に伴う会則改正審議のための臨時総会が開催されました。

全国から各単位会の200余名の代議員が出席し、愛知会からも山田会長はじめ14名の代議員が出席しました。

冒頭に日本行政書士会連合会 北山会長が長年の悲願であった行政不服申し立て手続の代理権付与に関する法改正が成立したことへの感謝の意と代理業務を適正に行う為の環境整備に取り組む決意を述べられました。

その後、総会成立宣言、議長・副議長の選出等に続き議案審議に入りました。

第1号議案では「日本行政書士会連合会会則の一部改正(案)」を第2号議案では「改正行政書士法対応に係る費用の支出について(案)」につき執行部より説明があったのち、代議員より質問がなされました。特に第2号議案について来年度より開催が予定されている特定行政書士法定研修の費用についての質問が多くありました。我々会員に直接大きな影響がある部分でもあったため議論が集中いたしました。

それぞれの質問に対し執行部より答弁がなされ再質問ののちに、採決を取り、両議案共に賛成・可決され、閉会となりました。

法改正・会則改正が決まり、いよいよ特定行政書士制度が動き始めます。新しいことを始めるわけですから様々な問題が出てくると思いますが、会員一丸となり新制度の成功に向けて頑張っていきたいと感じた次第です。

建設業関係業務 履修講座①②開催

建設環境部

建設業関係業務履修講座①

『建設業許可の申請等について』

日 時 平成26年12月14日(日)及び20日(土)

場 所 行政書士会館3階会議室

申込者 74名

講 師 建設環境部役員・委員を務める下記の各会員(敬称略)

第1講 鈴木 大棋 第2講 鈴木 敬済

第3講 早川 忠 第4講 木下 一成

第5講 長瀬 紀美子 第6講 須藤 基

第7講 浅井 洋和

定刻に司会の西川副会長が開講を宣し、山田会長の挨拶と浅井部長による講座についての説明を経て講義に入り、概ね予定通りに終了しました。

12月14日(日)

開講式

第1講(各講75分) 建設業許可の概要と許可要件

第2講 建設業の業種区分と技術者

第3講 様式番号のない添付書類とその業務についての基礎知識

12月20日(土)

第4講 許可申請書の作成

第5講 各種変更届の作成

第6講 事業年度終了届の作成

第7講 建設業の現状と行政書士の役割

建設業関係業務履修講座②

『経営事項審査及び入札参加資格審査の申請等について』

日 時 平成27年1月17日(土)及び18日(日)

場 所 行政書士会館3階会議室

申込者 84名

講 師 建設環境部役員・委員を務める下記の各会員(敬称略)

第1講 鈴木 敬済 第2講 長瀬 紀美子

第3講 鈴木 大棋 第4講 須藤 基

第5講 鈴木 敬済 第6講 早川 忠

第7講 浅井 洋和

定刻に浅井部長による挨拶と講座についての説明を経て講義に入り、予定通り終了しました。

1月17日(土)

開講式

(各講75分)

第1講 経営事項審査の目的と申請の概要

第2講 経営状況分析申請書の作成

第3講 経営規模等評価申請における審査項目と審

査基準

1月18日(日)

第4講 経営規模等評価申請書等の作成①

第5講 経営規模等評価申請書等の作成②

第6講 入札参加資格審査の目的と申請の概要及び申請書の作成

第7講 入札制度の現状と行政書士の役割

**平成26年度
名古屋自由業団体連絡協議会主催
第33回「生活お困りごと無料相談会」**

日 時 平成27年2月1日(日)

午前10時～午後3時30分

場 所 ナディアパークデザインセンタービル3階
デザインホール (名古屋市中区栄)

出席者 愛知県行政書士会

子安広報部部长

岡田広報部次長

長谷川常設無料相談員

太田常設無料相談員

中村常設無料相談員

元木常設無料相談員

参加団体

愛知県司法書士会 愛知県社会保険労務士会

愛知県土地家屋調査士会 愛知県弁護士会

公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

東海税理士会 名古屋税理士会

日本公認会計士協会東海会

日本弁理士会東海支部

今年度も、9士業10団体から成る名古屋自由業連絡協議会による無料相談会に本会より6名が出席しました。各士業団体から相談員を複数派遣し、予備ブースも設置し、全30ブースで対応しました。

相談会は朝10時からでしたが、開場前から相談者の方々が並んでくださっていました。

9士業による相談会ですので、相談内容も幅広く受けることのできる相談会ですが、今年は相続税の改正に付随する相談内容が非常に多く、その内容も1士業の範囲にとどまるようなものではなく、多方面からのアプローチ、アドバイスが必要なものが多く見受けられました。

この相談会は年に1回の開催ですが、このように士業間をまたいで相談できるというところにこの相談会の開催意義があるといえます。

今後、相談内容が多方面からのアドバイスが必要なものが増えてくるのかは不測ではありますが、できるだけ多くの皆様にこの相談会の利便性の高さを知っていただき、活用いただけたら、と思います。



座談会②

大学と行政書士会との連携の在り方

～名城大学 佐藤文彦教授をお迎えして～

中部地方連絡協議会広報担当者会議企画

日時 平成26年10月10日(金)
午後3時～午後4時
場所 愛知県行政書士会館 2階A会議室
出席者 名城大学 法学部学部長
大学院法学研究科科长
佐藤 文彦教授(専門 国際私法)
愛知県行政書士会会長 山田 高嗣
岐阜県行政書士会会長 大橋 一成
三重県行政書士会会長 伊藤 庄吉
福井県行政書士会会長 山下 寛
石川県行政書士会会長 前多 利彦
富山県行政書士会会長 野崎 清好
司会 愛知県行政書士会常務理事 吉川 明宏
撮影 愛知県行政書士会理事 竹田 雅彦



左：山田高嗣会長 佐藤文彦教授

○ 吉川部長

愛知会山田会長、お願いします。

○ 山田会長(愛知会)

まずは中地協として、今回のノーベル物理学賞おめでとうございます。

○ 佐藤教授

ありがとうございます。

○ 山田会長

先生がおっしゃっていたように、名城大学のスタンス、研究スタンスによって生まれたとっております。それは平成17年からですね。私も平成17年18年と執行部に入っており、平成17年に2科目取りました。会務もあって、朝9時半からの開講でかなりきつかったです。

○ 佐藤教授

そうでしたか。

○ 山田会長

はい。確か。それで一応ぎりぎり最後のレポート卒論を出しました。伊藤中央研修所の所長が言わ

れるとおり、われわれは会員に周知もあまりしてなかったところが反省だと思います。先生にもお願いしたいのは、お忙しいと思いますが早めに科目の日程を作って頂けたらと思います。6年前だと思えますが大学卒業でなくても高校卒業でも受講できるようになりました。それまでは大学院ですので、大学卒業の資格がなければいけないということでしたが何とかお願いして今、高校卒でも単位は一応いただけますね。それで科目履修するごとに1科目につき名城大学の大学院の単位、1単位がもらえるんです。だから私は2単位今持ってます。そういうことで、それが積み重なって最後の4単位でしたか、全日制で通学しなきゃいけないというのは。大学院のもちろん卒論も出さなきゃいけないですけど。

○ 佐藤教授

通常の法学研究科の修士課程になると、24単位とずいぶん増えます。

○ 山田会長

それから我々愛知会は生の講義、オンデマンドをもう進めています。iPadでも会員一人ずつにパスワードを出して、見れるようにしています。佐藤先生にはずっとお願いして、われわれの会報に会社法

とか、企業法の投稿もしていただいている、今回、行政不服審査の代理権、来年の予定では7月から研修を伊藤先生の投稿が始まる予定ですね。その前に私も名城大学でも受けているんですけど、経年とともに、例えば行政法でも事前協議など言葉が変わってきております。そういうことを会員に対して、また先生にお願いして、オンデマンドでもいいし、ここで来春になったら土曜日とかに会員に基本的なスタンスを講義してもらえれば、我々も一応科目として知識は持っていますので、現況の変わったところとかやっていたきたいなあという要望は常々持っております。近隣の岐阜、三重、伊藤副会長も一緒に聞くこともできますよね。それから人数少なくても名城大学さんは今、ゼミ形式でかなり受講生はすごく充実しています。いい科目履修です。我々のときは50人で普通の大学の講義みたいな感じでしたが、今はすごくいい雰囲気です。会員にもこういう制度ができていますよということをもう一度周知したいと思います。それでも50人当時1科目で参加しているときに愛知会の会員は半分ぐらいでした。それ以外は他県で東京からも受けてみえる方もみえました。今、広報の担当者もいますが、知らない方もみえるものですから、なるべく早く周知していききたいなあと思っております。

それからこれだけ名城大学さんに協力していただいていますので、我々、我々の子供、孫でもさっき先生も言われた6時間目からの授業もあるということを知り、両方で協力関係を維持したいなあと思います。福井の山下会長ともよくこういうことをお話をします。ちょっと先生、僕司会じゃないですけど。

○ 山下会長《福井会》

今の先生のお話の通信教育とか、オンデマンド授業を受けようとする対象は、大学に来る学生と、通信教育でやろうとする人と、今の行政書士と、ちょっと希望しているものが違うと思うんです。通信教育でやろうとしている人、あるいは今の話で6時間目、7時間目に受けようという一般の社会人は、やはり基本的な法律の知識を身につけたいという人がいる。あと、何か資格を取りたいという人もいます。我々行政書士の場合は、もう実際行政書士の業務にタッチしていますし、そこでは収入も得て、時間も工面してやっているわけですね。そうするとやはりそれに沿ったようなカリキュラムをちょっと選んで、例えばここに行政法、今は行政訴訟をやって、

司法勝率10%ぐらいですよ。そういう話や商法から新会社法をやっていく、会社法の大々的な見直しがあります。それと民法も変わりますね。そういう時代に沿った、要するに1回、20年とか30年とか40年前に法律の勉強をした法学部卒業しても、今の話のように会社法が何で今だめなのかとか、民法がどういふふうに変更されるかという非常に我々が関心を持っているようなカリキュラムをもうちょっと考えていただくと、受講する人数もまた変わるのではないかと思います。私も17年のときに毎週受講させていただきました。これ失礼な言い方ですが、これをざっと見ていると大学の学生が受ける授業のようなカリキュラムじゃないかなと思います。これはやはり続けていただかないと、我々としても困るので、ぜひ続けていただきたいので、山田会長にちょっとお話したのは、今、福井の会員の中で、受ける者があればお手伝いさせていただきたいということです。



山下寛会長（福井会）

○ 前多会長（石川会）

あ、私ですか、石川会では数年前に、金沢大学の法学部と提携しまして、やはりこういった形でやっていたんです。私はちょうど本会の方の仕事から離れていたときだったんですが、昨年度また担当になったときに、もう一度、金沢大学とそういうものができないのかということを知りたいところ、要するに行政書士の欲するそういう大学の中での勉学の知識、考え方というもの、もしくは大学時代から、仮に4年制の大学で法学部で、基礎法学をある程度やった方と、行政書士にはいろいろな方がいて、いわゆる特別法上の業務展開活動のことだけの知識もしくはそういった一般法の基礎概論、基礎的概念をお持ちでない方とのニーズ、今、山下先生が言われたように、ニーズが違うということと、もう1点は金沢大学の方にいわれたのは、向こうが受

けるメリットがないという話をちらっと聞いたんです。やはりギブ・アンド・テイクというのがあります。だから僕はもう一度、それならばなおさらその特定法に限らず、まず法学概論からいくべきだと思います。法としてのものの考え方、理論構成の仕方の基礎を学べば、ある程度仕事に関しても、そういった条文を読んで、その条文の摘要とか解釈とか、業務運営に関して、自分なりのコンプライアンス、そういうのを考えると思います。

今、これ（資料）を拝見させてもらって、すごいなあと思うのは平成17年から9年間も本当にこれは大変なことだと思うんです。これを見ていますと、やはり当初は50人、50人とありますが、自分の業務、行政書士業務の中で一番多いと思われるのが親族相続、会社手続法等々がやはり受講者が多いですよ。繰り返し繰り返しやっていくうちに恐らくこの50人、50人、最初の100人ちょっとぐらいの方は、もう一度受けていって、かなりレベルアップしているんだろうと。これ、延べだと思えますよ。回数重ねて行けば、当然今までやったことなんで、そうすると難しいのは、これから受けようという方と、これまで受けてきて、もう少しレベルアップしたい方との誤差も出てくる。するとやはり行政法関係とか、民訴、これ刑訴もありました。刑訴はないですが、あります。民訴、刑訴みたいな、減多に行政書士としてはない業務、これを受けるということは、非常に費用対効果もあります。確かに刑訴、刑事政策とかいうのは、検事になるには非常に必須科目ですが、例えば告発状を書く代理人ぐらいでしたら、本当はいるんですよ。でもその刑訴、刑事政策、刑法の前に、まず憲法がいるんですよ。要するに憲法から基本的人権が発生して、刑法の特別権利関係が発生して、手続上の問題があるときは、そういう体系的なものをやはり学びたいという方と、いやもう少し特化して、今、先生が言われるように業務に特化したものをやりたいという方も、受け手側のニーズの違いもあれば、大学側とのギャップもある。これは非常に難しいところで、我々、私も今、今回どうしようかと悩んだんですが、金沢大学にもう一遍働き掛けようかと。窓口がね、なかなかない。私の知っている金沢大学の教授は理科系なんで、どうしようかなと思っているのがあるんですが、私も大学の連中も行政書士でありながら、今もう一遍大学へ戻っているんです。必要性があれば、またそういったことも今後はいろんな役員とも検討して、もしも今後出せるものなら費用を出してあげて個人的な負担

でいくやり方でもいいと思います。

そんなところでここでもまた参考にさせていただきますし、また今後ぜひとも続けていただきたいです。



左から3人目：前多利彦会長（石川会）

○ 吉川部長

ありがとうございます。前多会長がおっしゃるように、憲法など体系的に学べる科目のカリキュラムを検討したんですけど、どうしても半年間を繰り返すという形だとしたら、1回組んでしまうと途中から参加できなくなってしまうのはちょっとまずいかなと思ひまして、去年は内容証明から、刑事訴訟法とか、今まで1回もやっていないからいいかな、と思って入れたんですけど、ちょっと奇をてらいすぎたとか、先走りすぎたとか、うまくいかなかったところもありまして。その辺もいろいろ反省をしているので、そのあたりもまたお願いします。

では、大橋先生。



中央：大橋一成会長（岐阜会） 右：伊藤庄吉会長（三重会）

○ 大橋会長

吉川部長もご苦労さまでございます。いろいろな内容の選定と難しい話がそれぞれ前多先生と山下先生からもありましたように、どこに的を絞るかという話で、広く浅くするか深くするかという話で、我々

の研修会も必要でございます。やっぱりどこかに的を絞ってやるかということになると、合う人、合わない人、当然出てきます。業務範囲も広うございませし、二科目という話でございますので、そこは会社の方にお任せしまして、これに合う先生に来ていただくということです。岐阜会のほうはたまたま今年度はないのですが、平成17年から平成25年まで、全部の科目ではないのですが、最低でも1人参加させていただきました。これも皆それぞれご本人持ちで来ていただいております。私も毎年7月の謝恩会におじゃまして、それぞれ参加された方にもご意見等伺っております。

今年は福井の県会議員の先生にお会いして話をいたしました。毎週朝早く起きて受けにきていますという話で、結構なお年の先生で、よかったですという話は聞いております。やっぱり実際受けると、大変でございましょうけれども、喜びもあるかと思えます。私の方は愛知会さんからの募集の案内等いただきますと、岐行情報で、募集をかけて間に合うようにするんですけど、最初のうちは見てもらうと10人11人の話ですけど、やっぱり年々興味を持たれる方が、少なくなってまいりました。時間の関係等もありますし、業務との関係もあるので、なかなか難しいことでございますけど、長く続けていただきたいと思っております。以上でございます。

○ 山下会長

今の方の話ですが、学生運動をやっけてまして大学を中退したそうです。理工学部なんですけど、県会議員3期4期なっていますけど、その人が非常によかったということ、福井会でも言っていますし、県会議員の間でも話をされています。

○ 山田会長

私も、少人数制のゼミ形式で受講生、先生方もかなり集中してやっけてくださっているという話を聞いてありがたいなと思っております。それでも名城大学は続けてくださって。本当は準司法参入ということで冒頭から始めたんですね。それで本当にご理解あるものですからありがたい。有意義な講義だと思いますので、皆さんで周知していただいて参加していただきたい。

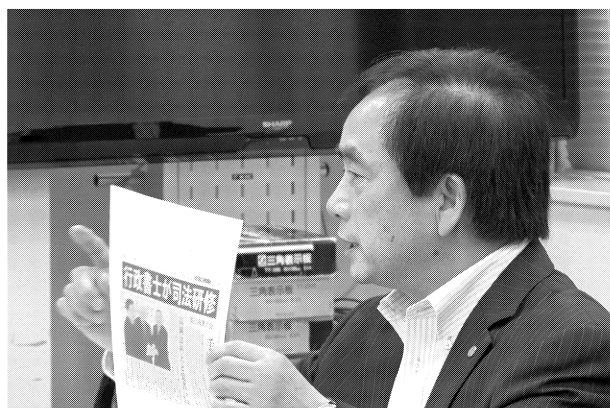
例えば今年、行政法関係やるとかなり減ると思うのです。ただそれでは間に合うのかどうか。さっき言ったように個別愛知は土曜日5回コースでここでやっけていただくとか、可能ならば撮影してとか、考

えております。そうすると配信すれば多分単位会の会館でも聞けるとか、それに限定して生じゃなくてもいいんですね。その辺の使用権とかちゃんとすれば可能だと思いますので、さっき言った資格、単位を取るという兼ね合いがありますので、非常に先生は即答できないということを言われたと思うんですけど、個々の愛知会の会報はホームページではほかの県の方も見えるようになっていきますよね。そういうことも周知していただく名城大学の協力関係、学校のすばらしさもわかっていただけるのではないかなと思います。

本当に学部長さん、試験の関係ちょっと外れますけど、そういうことでも協力的に貸していただいておりますし、体は忙しいのに何か事あるときにお招きすると都合がつく限り来てくださいます。本当にありがたいことだと思っています。

○ 野崎会長

愛知会さんの方は、たくさん会員さんがいるから、これを見ますと結構受講生が集まっておるんですね。やはり新入会員さんにある程度出ていただくような感じで……。



野崎清好会長（富山会）

○ 山下会長

今話したように私のところは福井ですけど、愛知からは遠いんですね。

福井あたりではサテライト教室というんです。

○ 佐藤教授

サテライトですか。なるほど。

○ 山田会長

これは検討していただくということで。

○ 佐藤教授

今まで一番多いのは出前講義というスタイルなんですね。単発の出前講義。例えば60分とか90分とか、そういうところであればご要望があると、こちらから出ていってお話をしたりということがいろいろあります。そういうような出前講義はあくまで単発のものです、ですのでサテライトまでという継続的な形になると。

○ 山下会長

今やっていますのは土曜日です。だから毎週土曜日だけ時間を限ってそこをサテライト教室ということで、もしあれでしたら場所を開ければいいですし。

○ 山田会長

先生がおっしゃっているのは、例えば例として8月の第1第2第3、3回コースで民法改正の契約法中心で3回コースでやっていただくとか、会場は要は講師として協力してくださいということです、それを含めて愛知会としては先生方とOKもらえれば、行政書士の会員向けのDVDを撮影させていただいて、それを中地協で共有するということのOKが出れば、それで各単位会でやることもできますね。

○ 佐藤教授

そうですね。いくつかありまして、まず大学院の現状の枠の中でやろうとすると非常に難しいところもあるわけです。融通が利かないのです。場所にしてもそれから開講形態、受講形態にしても。それを離れるとなると一応かなり自由は利くことになりますね。

例えば撮影だとかビデオオンデマンドの配信とか、DVDでの配信とかそういうのも。

逆に言ってしまうと、この個々の講師の判断で、それぞれがこれでOKですと言えば、それでいいですというので、私もう何も口を挟まなくても先に進みます。ですので、大学院を離れてしまうと、ちょっと私もコメントしづらくなるんですけど、いろいろご要望があれば本当に講師の派遣を含めて、どんなことをやってもらいたいのか、などご要望を具体的な範囲を寄せていただきたいなど。それには応えられる範囲ではぜひ応えていきたいということ、私としては非常に強く感じておるところです。

○ 前多会長

今そういう配信方法で例えば我々単位会の場所を

設けて、それを見て研修を受けると、質問に関しては何らかまとめて集約してやるのかというほうがいいのですが、いわゆる今の講義形式やった場合は、法科大学でした。大学院の法学部単位がもらえると、山田会長はもう既に単位を持っている。これはずっと履修していくと大学院の単位をいただいて24で修士でしたっけ。

○ 佐藤教授

ちょっとそこら辺りはきまりがあるんですよ。

○ 前多会長

そういうふうな場合と、今みたいな通信制みたいなことでやっていく場合、ここを見ましても検定というのがありますね。それでやり方が違う。やり方2つやって同じような学力認定ということになります。片一方では知識を問う。片一方ではもう少し突っ込んだゼミ形式でやっていくというふうな、いろいろな我々の中でもちょっと大学院のことが知りたいというのがあるんですが、違うやり方で形式でやった場合に、同じ単位の認定ということも可能です。

○ 山田会長

研修会と講義と、先生は研修会の協力も何とか可能でしょうと積極的に言ってくださっています。伊藤先生そうですね。

○ 伊藤会長

さっきから言いたいと思っていたのは、もともと準司法に参入ということがあって、契約上のある程度の成約はあるだろうと思うんですよね。名城大学さんは司法参入ということから離れて、どちらかというと行政書士について法律実務家として、社会人として成長していくことの手助けをしてあげよう、というようなスタンスで考えてくださっているというところが残っているところで、ほかのところはどちらかという司法制度参入というようになるところに、最後までこだわられ、実務的に役立つ、直ちに役立つ科目ではないということになってしまった。だからもともとの意味は司法研修ということで始まったある種我々から言うと政策研修だったわけですね。でもそれをどこでどういうふうに見直すかということは僕はわかりませんが、そういう枠組みは取っ払って、大学あるいは大学院と連合会であったり、うちの協議会であったり単位会との、行政書士の実

務的な面をサポートして下さって、それが社会に役に立っていくというような考え方のもとに連携をしていくということに、考え方を改めたら本当に大学と行政書士会との連携が、これから増えていくのではないかと思いますし、先ほどの議論にあるように、ここに書いてありますけれども、行政書士はスペシャリストだというふうに書いてあるわけですが、でもスペシャリストの中でゼネラリストなんですね。変な言い方ですが、例えば行政書士試験受かったからといって仕事ができるわけじゃない。個別的な専門性を背景としておられるのと大分違うんですね。そうするとその専門性は自分で獲得しなければいけないわけですから、大学であったり大学院にそういう意味での専門性を求める層の人もいると思うし、もっと基本的な法律的なものの見方を覚えたいなというような人も出てくるでしょうし、だからその辺りを幅広くとらえて大学として対応していただくためには、先ほど言ったように司法参入というようなことで始まったんだけれども、その意味は取っ払うというようなことを大学のほうも考えていただくということだろうし、我々連合会、単位行政書士会のほうでも、そういう言葉は悪いけれども、準法律家というようなことをしていかないと、今後なかなか若い先生方、興味を持っていただくことは難しい。若い先生方はどちらかというと、協議会でも権利関係や事実証明の業務を一生懸命やっておられますから、本当に憲法を頂点として体系的な勉強であるとか、学生のとときに行政書士試験受かって、便利なら勉強したいなという人が多分いると思うんですね。それを受け入れてくださるようなことが、もし名城大学がそういう体制を持っておられるとすると非常に先端的な連携ができることなので、だからそういう枠組みは取っ払ってやっていかないと、なかなか難しいのかなという印象を持っていますね。

○ 佐藤教授

伊藤会長のお話したところで申し上げますと、我々は最初に引き受ける段階で行政書士の司法参入ということにこだわってはいないんですね。

特に今お話を伺って思いましたのは、やはり行政書士さんが、それぞれ個々の専門的な知識を身に付ける場合には、やはり法学研究科という大学院のシステムですね、これは既存のシステムにそのまま入ってきていただくことが、一番理想的かなという気はするんですね。そうしますと、それこそ憲法、民

法、刑法、こういった基本三法もそうですし、それから自分の関心の持たれるのがあれば知財かもしれませんし、あるいは企業法かもしれませんし、成年後見かもしれませんし、そういうものについて専修分野を選んで、自分のテーマを非常に深く掘り下げて修士論文を書いていただかないと、大学院というのは終わらないわけですね。そういうふうに分野の立ち位置を非常に深く掘っていただくためには、大学院に正規で入学していただくことが非常に有効な手段になるのではないかと思います。そのときには2年間、いろいろ社会人は忙しく、2年で終わるわけにはいかないのは当然なんですけれども、もちろんそのためには長期履修という制度がございまして、初めから4年間で修了ということにするわけですね。学費総額も、通常2年で修了する院生さんと、実は4年間でほとんど同じなんです。分割手数料みたいでちょっと割増金いただきますけれども、ですから金銭的には2年で切ると4年かけるのと、実は変わらないんです。ですので、仕事の関係でいうと、通学はそれこそ週に一遍か二偏ということだけでも積み重ねていただければ、十分大学院を正規で出られるんですね。そういう意味で、本当に深い専門性を身につけていただくために、法学研究科は、非常に有意義なものとしてご利用いただけるのではないかなと思っております。

現在大学院で科目履修として開講している科目も、やっぱりその一端と我々も位置付けたい。ですので、相当程度の専門性ということで、ある程度の基礎知識はありますという方を念頭に置いて、開講したいという気持ちは非常に強いんです。ですけれども、その一方で行政書士さんというのは非常に多様ですから、法律に対する知識のバックボーンは異なりますので、一律にそれだけというわけにはやはりいかないだろうと、それを個別にどういう形でニーズに応えるかというのは、個別にセミナーというような形もあるであろうと。その場合には回数時間等は短くなっても、非常に細かく設定できると思うんですね。ごくごく一般的な入門的なものとか、あるいは司法研修所で最初にやるような要件事実論の基礎的なところというところで、何か請求を立てる、何か要求をしたいといった場合には、どういうふうに考えていったらいいんだろうという基本的な事柄ですね。そういったことを、大学院でなかなか取り上げづらいというところはありますが、個々のセミナーのような形であれば融通は利くのかな。その辺りはまさにどれだけニーズがあるのかということ、私

の方がお伺いしたいということですので、それはこれからゆっくりお話をさせていただければ。

○ 吉川部長

またこの後懇親会に佐藤先生に出ていますので、個別にお話をお伺いされればと思います。

本日私が本当に最後のお願いしたいのは、名城大学側からも継続すると明確に言われておりますので、来年も開講できることは決まっていますが、科目は具体的にどういったものを選べばいいのかということについて今の時期大変悩んでおります。愛知会が抱える諸事情、実情も佐藤先生に説明させていただきながら来年度の開講科目を決定する段階に来ております。具体的な案がありましたら教えていた

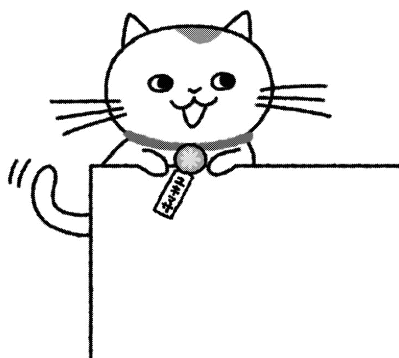
だけたら、と思います。

○ 山田会長

単位会会長だけの意見よりも、ほかの実践している方たちの意見も吸い上げて、単位会でやっていくことも大事だと思いますので、きょう一緒にみえている役員の先生方からでも構いませんので何かご意見とかご要望があればぜひ教えていただければなと思います。よろしくお願いします。

○ 吉川部長

ということで、座談会を終了させていただきます。どうも皆様お疲れ様でした。ありがとうございました。



民法の基本理論⑪

取引と消滅時効

名城大学法学部教授 柳 勝司

(1) はじめに

行政書士会会員による名城大学大学院法学研究科の科目履修講義において、行政書士会の会員の方が、最高裁昭和61年3月17日判決民集40巻2号420頁を取り上げ、「消滅時効の援用」というテーマで報告をされた。

農地の売買において、買主は売買契約時に農地代金全額を売主に支払い、農地法3条所定の知事の許可を条件に仮登記がなされ、その後、買主は13年間当該土地を耕作した後譲渡したが、当該土地は耕作されずに、雑木が繁茂し、非農地化してしまったという状態において、最初の売主が、売買契約の後19年目に、県知事に対する許可申請協力請求権が10年の消滅時効にかかっている（民法167条1項参照）として、仮登記の抹消を請求したという事案において、最高裁昭和61年3月17日判決は、「時効による債権消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときに、はじめて確定的に生ずる」のであり、事案においては、「消滅時効が援用されるまでの間に本件農地が非農地化したときは、その時点において、右農地の売買契約は効果が生じ、その所有権が移転する」として、売主の仮登記抹消請求を認めなかった。

そこで、報告者は、もし農地が非農地化していなかった場合の買主の対応について論じ、判決の理論によれば、許可申請協力請求権が行使されなかったとして、契約から19年目に時効援用がされれば、時効の効果は確定し、農地法3条の許可申請協力請求権は消滅し、農地の売買代金を支払い耕作もしていた買主が敗訴することになるであろうが、そのような結果を回避するために、売主と買主間の利益衡量を斟酌し、信義誠実の原則などを活用して、買主は、反訴で対抗していく必要がある、と述べておられた。具体的には、売主が消滅時効を援用することは、信義則違反であり、権利濫用であるということ、買主は主張することになるであろう。

このような報告は、契約は双方当事者に公平に妥当するように作成され、成立した契約は誠実に履行されるべきであるという基本原則に立っている行政

書士の立場から、妥当なものであると思われるのであるが、行政書士と同じく法関係に携わる弁護士においては、消滅時効に関連して、異なった議論がされていることに接したので、一部の弁護士の主張を取り上げて、検討をすることにした。

(2) 一部の弁護士が提案する不払型任意整理について

債務者から委託を受けた弁護士と債権者とが話し合い、債務の全部または一部の免除を得たり、債務の履行期を延長したりなどして、債務者が債務の支払いをしないで債務整理が行われることがあり、不払型任意整理などと呼ばれているが、この「不払」には、債権が消滅時効にかかり、債権が消滅する結果、債務者は支払いを免れるということも含まれている。

弁護士が債務者から債務整理の委託を受けたが、債務者に弁済資力がないような場合には、弁護士は、債務整理の委託を受けたことを債権者に伝えることはするが、以後は弁済のために積極的な行為は行わず、債権が消滅時効にかかるのを待ち、消滅時効期間が満了したら、消滅時効援用通知を債権者にするという方法が提案されている。

債務整理の方法として消滅時効が完成することを待つという場合においては、債務者が弁済をしようとはしないときでも、弁護士は債務者に弁済を少しでもすべきであるというような指導をするわけでもなく、債務者をほっとくのであり、弁護士は着手金は受け取っていないながら何も仕事をしていないことにもなる。もっとも、弁護士は、サラ金業者のような債権者が債務者に対して直接不当取立行為をすることがないように、監視労働をしているのであるというような主張をしているのではあるが……。

行政書士の世界においては、信義誠実の原則に基づき債務者は債務の弁済をすべきであって、債務者は債務を弁済せずに、債権が消滅時効にかかるのを待つべきである、というような指導は決してしないと思われる。

(3) 消滅時効待ちの是非

一部の弁護士が提案しているような消滅時効待ちには、一般的に、認められるべきことであろうか。

大学での授業の中では、飲み屋の飲み代債務は1年の消滅時効で消えるが、もし消滅時効を援用したら、二度とその飲み屋さんには飲みには行けなくなるであろうというような話をするのであるが、消滅時効の完成によって債権が消滅すると、一時的には債務者には利益になるように思われるのであるが、他面においては、時効援用者には事実上の不利益が生じることは多い。

一時的に資金繰りが悪くなり、弁済を怠り、支払いができなくなっている債務者は、生きて行くためには、債務整理をして、再出発を図らなければならないが、そのためには、債務整理終了後、新たな資金を借り入れたり、就職をして新しい働き場を確保する必要がある。しかし、債権者が債務者を気づかって弁済請求をしていないことを利用して、債務者が消滅時効を援用したような場合には、債務者は借金の返済意思がないということを表明していることになるので、そのような者が、再出発をして、立ち直りを図ろうとしても、誰も融資をしたり、有利な働き口を提供してくれたりはしないであろう。大袈裟な表現かもしれないが、人生の破滅を迎えることにもなるであろう。

弁済をすることができない債務者から相談を受けたような場合には、消滅時効について説明をする必要は無く、消滅時効について説明をする場合には、消滅時効を援用した後の恐ろしさについても、説明をすべきである。行政書士は、一般的には、そのような対処をしていると思われる。そして、弁済をすることができない債務者には、勇気をもって、債権者と話し合いをすることを勧め、場合によっては、弁護士を紹介するということになるであろう。そして、委託を受けた弁護士は、その後、債務者が所在を不明にして弁護士との連絡を絶つようなときもあるが、受け取っている着手金でできる範囲で、債務者を探し出し、弁済をせず何もしないで消滅時効を援用したような場合の恐ろしさを、債務者に伝え、弁護士が付いているから債権者と勇気をもって話し合えということ、説得すべきであろう。弁護士は、「監視労働」をするだけでは、職務を果たしたということにはならないであろう。

(4) 時効援用権の濫用について

冒頭でも取り上げたように、大学院のゼミにおい

て、報告者（行政書士）は、消滅時効の援用に対しては、時効援用権の濫用となる可能性のあることを述べていたが、消滅時効待ちを提案する弁護士も、債務者の消滅時効援用に対しては、債権者から権利濫用や信義則違反の主張がされることがあると述べている。しかし、弁護士は、債務者は最善の方針を取るべきであり、その方針として、消滅時効待ちが選ばれることもありうるということであり、他方、債権者は時効中断の措置を取ることができるのであり、債務者の消滅時効援用が直ちに権利濫用となるものではないと述べ、場合によっては、債権者への連絡などをする際に、「消滅時効期間が満了したら時効を援用する」旨の注記をしておくことをも提案している。

しかし、仮に時効援用が権利濫用には該当しなくなったとしても、債権者には、債務者に対する親切さが仇になったとして、ずるい債務者を恨む気持ちが生じるであろう。そのため、債務者が再起を図ったとしても、ずるい債務者に融資などの援助をする者は少なくなるであろう。

(5) 消滅時効待ちが認められる場合について

消滅時効待ちを提案する弁護士は、その方法が成功するのは、差押えをされるような財産を有しておらず、将来も有さない債務者の場合であるとして、典型的には、無資産の年金暮らしの高齢者であるとしている。確かに、このような人は、融資を得たりして、再起を図るということは考えないので、消滅時効待ちということもあり得るかもしれない。しかし、そもそも、無資産の年金暮らしの高齢者が、弁護士に、高い着手金を支払って、債務整理の依頼などはしないと思われる。

現実には、高齢者ではない債務者についても、消滅時効待ちということで、積極的には何も行為をしない弁護士がいるのではないと思われる。實際上、消滅時効待ちをしていたと見られる弁護士達が、サラ金業者と呼ばれている債権者によって、懲戒請求されている事例も幾つか起きている。

やはり、債務整理の委託を受けた弁護士は、弁済を渋る債務者であっても、できる範囲で速やかに一部弁済はして、残りについては、債権者と話し合いをさせるなど、積極的な活動をすべきであろうと思われる。

(6) まとめ

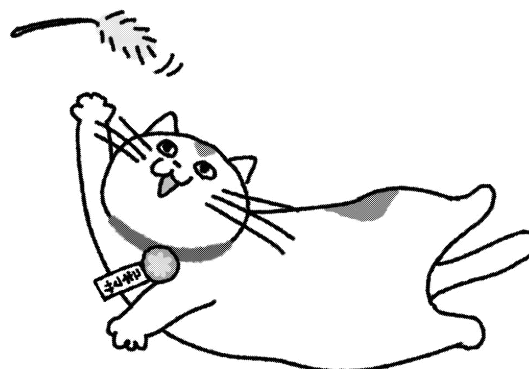
任意整理の一つの形態として、消滅時効待ちとい

う方法が提案されていることを紹介し、いわば、公正な契約を締結し、誠実に債務を実行することを目的としている行政書士的な観点から、その方法について検討をした。その結果、消滅時効待ちという方法には、基本的には、賛成できないということになると思われる。

なお、任意整理の一つの形態として、消滅時効待ちという方法を積極的に提唱するのは、一部の弁護士であり、多くの弁護士は賛同しているわけではな

い。また、任意整理についての実務書を見ると、消滅時効待ちについての説明を容易に見いだすことができるので、敢えて、弁護士の個人名や具体的な文献などについては上げないこととした。

弁護活動をする弁護士の世界の出来事を、弁護活動をしない行政書士の世界からのぞいて見ることも、興味深いように思われたので、行政書士さんの大学院での消滅時効についての報告に関連して、小稿を起こしてみた。



事件報道を読み解く

——刑事手続の分野から

第3回 ロッキード事件（自己負罪拒否特権、刑事免責）

名城大学 榎本 雅記

1. はじめに

前回までは比較的近時の事件を取り上げましたが、今回は今となっては懐かしい(?)事件を取り上げたいと思います。掲載した新聞記事は、ロッキード事件(以下「ロ事件」とよびます)丸紅ルート最高裁判決を伝える朝刊1面の記事(1995年2月23日・日経新聞朝刊1面)です。記事の日付を見て、ロ事件は田中角栄首相時代のもの(正確には事件が表面化したのは辞職後)で、70年代の事件だったはずとお気づきの方も多いたと思いますが、ロ事件の裁判は平成時代まで続いていたのです。そしてこの最高裁判決によって一連の事件処理がようやく終了しました。

記事見出しにもあるように、「首相の犯罪」として社会に多大な影響を与えた事件でしたが、刑事事件処理としても難しい論点を含むもので、そのことが裁判長期化の一因ともなりました。とりわけ、贈収賄罪の成否にかかわる首相の職務権限の範囲についての論点と、嘱託尋問調書の証拠能力に関する論点とが主な争点とされました。今回はこのうち後者の問題について、事件報道を読み解くために、自己負罪拒否特権と刑事免責について解説したいと思います。なお、前者、すなわち首相の職務権限の範囲については、主に刑事実体法(刑法)で検討すべき内容ですが、最高裁の多数意見では掲載記事にもありますように、首相の運輸大臣への働きかけはその職務権限に属する(よって贈収賄罪が成立する)とされました。

2. 事件の概要

それでは、まずは事件の概要から。事件が表面化したのは、1976年2月のこと。アメリカ合衆国上院外交委員会において、航空機メーカーであるロッキード社による日本政府高官への賄賂を伴った売り込み工作が発覚し、ロ事件が明るみにでました。これをうけて、日本の衆議院予算委員会では、事件関係者が複数証人喚問され、その様子がテレビ中継されま

した。この中継をご記憶の読者もいらっしゃると思います。その後、検察による捜査が開始され、全日空が新たに導入する旅客機の選定をめぐる、田中角栄前首相が、受託収賄、外為法違反の疑いで逮捕・起訴されたのをはじめ、丸紅の役員等、佐藤孝行運輸政務次官、橋本登美三郎元運輸大臣、全日空役員等、大物右翼の「フィクサー」児玉誉士夫氏、「政商」小佐野賢治氏らが、議院証言法違反(偽証)、外為法違反、贈賄、受託収賄等でそれぞれ逮捕・起訴されました。

東京地検特捜部を中心とする日本の捜査陣は、ロッキード関係者から証言を得るために、さまざまな手続を行いました。新聞記事では、嘱託尋問調書という言葉が見えますが、これは国際司法共助として、日本側から合衆国側に対して証人尋問を依頼し、その内容を調書化したもののことです。本件では、ロッキード社副社長であったコーチャン氏らから証言を得るために、東京地裁の裁判官から、カリフォルニア州中央地区連邦地裁に対して証人尋問を依頼し、その依頼を受理した連邦地裁が証人尋問を実施、その結果を調書化しています。この調書が嘱託尋問調書です。しかし、証人尋問に際し、コーチャン氏はこの証言により将来日本において自分が訴追・処罰されるおそれがあることを理由として、自己負罪拒否特権を主張したため、連邦地裁のファーガソン判事は、証人尋問を実施するとともに、証人が本件嘱託に基づき証言したことの結果として入手されるあらゆる情報を理由として、日本国内で起訴されないことがない旨を明記した日本国最高裁の決定がない限り、本件証人尋問の内容を伝えてはいけないとの命令を出しました(ファーガソン決定とよばれていました)。これをうけて、日本では検事総長、最高裁長官が不起訴説明書を発し、これによりファーガソン決定による嘱託尋問調書の伝達禁止が解除され、日本に調書が届けられました。

ロ事件は皆様もご存じの通り、多数の関係者が関わる複雑な事案であったため、裁判段階では、3つ

のルート、すなわち丸紅ルート、全日空ルート、児玉・小佐野ルートに分かれて審理が進められました。嘱託尋問調書の証拠能力に関する問題は、すべてのルートで争われましたが、最終的に最高裁まであがってきたのは、新聞記事にある丸紅ルートのみでした。

新聞記事にもあるこの論点を正しく読み解くためには、まず自己負罪拒否特権と刑事免責について理解する必要があります。

3. 自己負罪拒否特権と刑事免責

(1) 自己負罪拒否特権とは

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と定めており、これが自己負罪拒否特権の根拠規定です。自己負罪拒否特権という言葉はあまり耳慣れないかもしれませんが、黙秘権ならだれでもご存じのところでしょう。黙秘権とは、被疑者・被告人は言いたくないことは言わなくてもよい権利のことで、少なくとも法律上は本人の有利・不利を問わずしゃべらなくてよいとされている権利（これを包括的黙秘権といいます）です。上記の憲法38条1項は、もちろんこの黙秘権もその対象に含んでいますが、「何人も」と規定されているとおり守備範囲はさらに広く、被疑者・被告人にかぎらず、すべての人に妥当する規定です。その中には証人も当然に含まれることとなりますが、その場合証言を拒否できるのは、その証言が「自己に不利益な供述」である場合のみということになります。

憲法上のこの規定をうけて、刑訴法も「何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる」（法146条）と定めています。憲法38条1項にいう「自己に不利益な供述」とはどの範囲のものかについて、異論はあるものの、通説は自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項に関する供述と解しています。

口事件でも証言を求められたコーチャン証人は、のちに日本国において刑事訴追を受ける恐れがあることを理由として自己負罪拒否特権を主張しました。では、このような場合、証人から証言をとることは不可能なのでしょうか。

(2) 刑事免責と証言強制

ここで登場するのが、刑事免責という制度です。日本では未導入（近々導入の動きがあります）の制度ですが、米国では古くから導入されています。さきほど、自己負罪拒否特権とは、自己が刑事責任に

問われるおそれのある場合にその証言を拒否できる特権であると説明しました。とすれば、証言しても、その証言に関する事項について刑事責任を問いませんということにすれば、この特権は消滅することになります。その結果、通常の証人の場合と同様に、証言を強制できることとなります。すなわち、証人が証言を正当な理由なく拒んだ場合には、刑罰まで科しますよ、という威嚇の下（法161条）証言を強制できるのです。

しかし先ほど述べたように、この制度はわが国では未導入でしたので、コーチャン証人に証言を強制するために、日本の検察庁、最高裁は、やや強引なやり方でました。事件の概要のところでも述べたとおり、検事総長および最高裁長官名義の不起訴宣明書を発し、コーチャン証人を以降この証言をもとに訴追することはないことを確約したのです。さて、このような手法で獲得した嘱託尋問調書に証拠能力が認められるのでしょうか。

4. 最高裁の判断とその評価

新聞記事にあるように、最高裁の判断は、嘱託尋問調書には証拠能力が認められないというものでした。下級審では、3ルートいずれにおいても、その理由付けには違いは見られるものの、結果的に証拠能力を肯定していたため、その内容に注目が集まりました。最高裁の論旨は簡潔で、要するに、わが国では刑事免責制度を採用していないのだから、その制度によって得られた供述を証拠として許容しておらず当該供述の証拠能力は否定されるべきである、ということです。

この判断については、検察官もわが国が刑事免責の制度をもっていないことは当然承知の上で、検事総長等の不起訴宣明によって事実上の刑事免責とも呼べる、刑事免責類似の手続によって、なんとか証人から証言を得たわけで、下級審も現に検察官がとった手続の適法性を判断したうえで、尋問調書の証拠能力を肯定していたわけですから。それに対して、最高裁は、現に検察官がとった手続の適法性については何ら判断せず、非常に形式的な理由によって証拠能力を否定したことになり、この点については疑問があるとの見解も有力ですし、少なくともこの最高裁の判断には肩すかしを食らった感が拭えません。

また、検察庁がここまでして証言を得ようとしたのは、コーチャン氏らの証言が有罪を立証するための重要な証拠となると考えていたからで、そうだからこそ裁判所側も、下級審段階では極めて慎重にそ

の証拠能力の有無を検討していたと思われます。それに対して、最高裁は結論的には、この証言がなくても十分に被告人を有罪とできるとしていますので、この点でも肩すかし感があります。

さらに、最高裁は判決文の中で、わが国への刑事免責の導入についても言及しています。すなわち、憲法上この制度の導入を否定しているとまでは解されず、この制度の必要性や公正な刑事手続の観点からの当否、国民の法感情からみて公正感に合致するかなどを慎重に検討し、採用するのであれば、対象範囲、手続要件、効果等を明文をもって規定すべきである、としています。

そして、まさにこの点を検討した上での立法提案が今通常国会で上程される予定となっていますが、その点につきましては、回を改めて（今のところ、連載第6回あたりを予定）紹介したいと思います。

5. 夢のあと

社会的にも法律的にも、国内にとどまらず大きな波紋を残した事件でした（ピーナッツ、「記憶にございません」、蜂の一刺し、といった言葉も流行りました）が、その結末はなんともむなしさを禁じ得ないものでした。記事にもあるように、「主役」であった田中元首相は、この判決時にはすでに亡く、長期にわたる裁判の結果、他の被告人らも裁判中に亡くなったり、有罪が確定した者も多くは執行猶予付きの判決でした。唯一実刑判決が確定したのが、この記事の丸紅ルート最高裁判決で有罪が確定した丸紅元会長松山広氏でしたが、高齢のため刑の執行が停止され（法482条）、収監されないまま2000年に死去しています。結局、誰一人収監されることなく、事件は終幕しました。

「首相の犯罪」確定

嘱託調書 証拠能力は否定

田中元首相 5億円収賄 職務権限広く解釈



田中元首相



松山広被告



松本 敏夫被告

丸紅ルートでは田中元首相がすでに死去、主役不在の中での判決となったが、今回の判決で、一審が認定した事件の構図が確定した。ただ、最大の争点だった嘱託調書の証拠能力が否定されたことは、今後の国際司法共助や政界汚職の捜査などに大きな影響を与えよう。

判決を受け左のは田中元首相への贈賄と外為法違反、議院証言法違反（偽証）の罪に問われ

一、我が国の刑事訴訟法は、刑事手続を付与して得られた供述を証拠とすることを許容していないというべきで、嘱託調書の証拠能力を肯定した判決は、是認できないが、そのほかの証拠によって、各犯罪事実を認定できる。

ある」と判断。

この立場から、多数意見は運輸には民間機の選定について、職務権限があるとの前提を踏まえて、首相が運輸に機嫌運定を働き掛けるのは「指示」に当たり、その職務権限に含まれると指摘。憲法七二条で規定された

た元社長は松山広被告(89)は二審で懲役一年六月と、外為法違反の罪に問われた元首相被告、松本敏夫被告(88)は同懲役一年、執行猶予三年の二人、口裁判で実刑が確定するのは松山被告が初めて。

判決理由で重場裁判長は、不起訴を確約する刑事免責を与えなうで得たローチャーン元社副会長の嘱託調書を除いても、他の証拠によって松山被告の犯罪事実を認定できると指摘。そのうえで、調書の証拠能力を検討した。

同裁判長は「刑事免責の制度は、首相が多数意見を述べた。

この結論は問うた十二裁判官の一致した意見。大野正男被告は補足意見を述べた。

一方、首相の職務権限について、判決に問うた十二裁判官のうち八被告官が多数意見として、「首相は憲法上、閣議決定の方針に基づいて行政各部を指揮監督できるが、首相のうちした地位や権限に照らすと、流動的で多様な行政需要に対応するため、内閣の意思に反しない限り、行政各部を随時指導、助言するなどの指示を与える権限を有する」と指摘した。

判決理由の骨子

一、我が国の刑事訴訟法は、刑事手続を付与して得られた供述を証拠とすることを許容していないというべきで、嘱託調書の証拠能力を肯定した判決は、是認できないが、そのほかの証拠によって、各犯罪事実を認定できる。

ある」と判断。

この立場から、多数意見は運輸には民間機の選定について、職務権限があるとの前提を踏まえて、首相が運輸に機嫌運定を働き掛けるのは「指示」に当たり、その職務権限に含まれると指摘。憲法七二条で規定された

た元社長は松山広被告(89)は二審で懲役一年六月と、外為法違反の罪に問われた元首相被告、松本敏夫被告(88)は同懲役一年、執行猶予三年の二人、口裁判で実刑が確定するのは松山被告が初めて。

判決理由で重場裁判長は、不起訴を確約する刑事免責を与えなうで得たローチャーン元社副会長の嘱託調書を除いても、他の証拠によって松山被告の犯罪事実を認定できると指摘。そのうえで、調書の証拠能力を検討した。

同裁判長は「刑事免責の制度は、首相が多数意見を述べた。

この結論は問うた十二裁判官の一致した意見。大野正男被告は補足意見を述べた。

一方、首相の職務権限について、判決に問うた十二裁判官のうち八被告官が多数意見として、「首相は憲法上、閣議決定の方針に基づいて行政各部を指揮監督できるが、首相のうちした地位や権限に照らすと、流動的で多様な行政需要に対応するため、内閣の意思に反しない限り、行政各部を随時指導、助言するなどの指示を与える権限を有する」と指摘した。

ちょっと役立ち豆知識

韓国除籍及び家族関係登録簿各証明書を取寄せについて（最新版）

中央支部 金 恩 瑩

■ 中長期在留者

中長期在留者が帰化許可申請をする場合に、本人の国籍を証する書類として、家族関係登録簿事項別証明書（全5種※）と両親それぞれの家族・婚姻関係証明書の原本及び日本語翻訳文を帰化許可申請書に添付する必要があります。

事案により、両親の婚姻事項が記載されている除籍謄本を求められる場合もありますが、中長期在留者であれば本国にいる本人の親族等に取得をお願いしたり、本人が直接領事館で取得するなど、それほど書類を揃えることに苦労することはないでしょう。

ちなみに、現在韓国ではインターネットによる交付申請が一般的になっており、登録基準地に関係なく全国の役場において交付申請ができます。

■ 特別永住者

特別永住者の帰化許可申請及び相続手続きにおいては、本国書類の収集には困難を伴う場合があります。

例えば、相続手続きにおいては、被相続人の出生から戸籍抹消時（2008年1月1日）までと、死亡までの家族関係登録簿事項別証明書が必要であり、併せて相続人の書類もそれぞれ必要になりますので、収集しなければならない書類が多量になります。

しかし、それら書類の取得方法を知らない又は中長期在留者のように依頼できる親族が本国にいるケースはまれですので本人が収集することが難しい場合も多いです。

このような場合には委任状により代理で書類を取得するなど、手続きを進める上で本国書類の収集についてもサポートをする必要があります。

領事館へ郵送による交付申請方法

(1) 請求できる人

- ・本人
- ・配偶者
- ・直系血族
- ・兄弟姉妹

・上記の者より委任を受けた者（委任状）

上記以外の第三者による交付請求は認められません！

(2) 必要な書類

【交付申請に必要な基本情報】

① 本国名と生年月日

- ・外国人登録証明書又は特別永住者証明書などで確認

② 本籍地（登録基準地）

- ・外国人登録原票、出生又は婚姻届出記載事項証明書などで確認

③ 戸主名（除籍）

- ・本人の父や祖父の本国名

1、申請書（添付参照：大阪領事館HP）

- 本籍地の番地まで正確に記載
- 対象者（必要な方）と申請人の関係を正確に記載
- 使用用途記入

2、申請人の外国人登録証又は在留カード（写真付裏表のコピー

- 必ず写真付、公的な身分証のみ（その他旅券、住民基本台帳カード）
- 帰化した方は帰化事実が記載されている日本の戸籍謄本（転籍の場合は現在の戸籍謄本も両方必要）
- 日本国籍の方は旅券、運転免許証、住民基本台帳カード（写真付）

3、返信用封筒

- 長形3号（235×120mm）以上の大きさ
- 92円～140円切手貼付、受け取り希望住所と受取人の名前記入

4、交付手数料 1通120円（平成27年1月1日改定）

- 現金又は郵便局為替で送付
- 日本の収入印紙は受付出来ません。

5、行政書士による代理申請時

- ・委任状（行政書士連合会HP書式有）
- ・行政書士証票の写し

6、その他（疎明資料等）

例えば、出生事項未届出の子が交付請求する場合
 疎明資料：「出生届出記載事項証明書の写し」など
 - 上記の書類を現金書留封筒にて下記郵送交付取
 扱い領事館へ送付します。

(3) 郵送先

- ・ 東京大使館領事課
 〒106-0047 東京都港区南麻布 1 - 7 - 32
 T E L : 03-3455-2601
 - ・ 大阪韓国総領事館
 〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋 2 - 3 - 4
 T E L : 06-6213-1401
 - ・ 福岡韓国総領事館
 〒810-0065 福岡市中央区地行浜 1 - 1 - 3
 T E L : 092-771-0461
- 交付請求から書類が届くまでは2週間～4週間
 ほどかかります。

(参) 詳しくは、駐大阪大韓民国総領事館ホームペ
 ジ「家族関係登録簿等証明書 郵便申請方法」
<http://jpn-osaka.mofa.go.kr/worldlanguage/asia-osa/visa/family/index.jsp>
 ※ 「家族関係登録簿事項別証明書」

《種類》	《証明事項》
①基本証明書…本人の出生、死亡、改名等の事項 (婚姻、縁組は別途)	
②家族関係証明書…父母、配偶者、子どもまでの 親族関係 (三代まで)	
③婚姻関係証明書…婚姻と離婚に関する事項	
④入養関係証明書…養子縁組、離縁に関する事項	
⑤親入養関係証明書…特別養子縁組、離縁に関す る事項	

※2008年1月1日以前までの戸籍謄本は、現在は除
 籍謄本として交付されています。

別紙 第 11号 書式

家族関係登録簿等の証明書交付申請書

申請対象	姓名	漢字	ハングル		
	登録基準地 (本籍地)	※「別」又は「里」までは必須記載事項です。本籍地が分からない場合は、出資者の登録原票記載事項証明書をご確認ください。			
	生年月日	西暦	年	月	日
	住民登録番号	-			
申請内容	1. 登録事項別証明書		2. 一部事項証明書		
	① 家族関係証明書	----- () 通	① 家族関係証明書	----- () 通	
	② 基本証明書	----- () 通	② 基本証明書	----- () 通	
	③ 婚姻関係証明書	----- () 通	③ 婚姻関係証明書	----- () 通	
	④ 入養関係証明書	----- () 通	④ 入養関係証明書	----- () 通	
	⑤ 親養子入養関係証明書	----- () 通	⑤ 親養子入養関係証明書	----- () 通	
→ 従前「戸籍法」による除籍 本籍地: _____ 番地 _____					
⑥ 除籍謄本 ----- () 通					
申請人	姓名	(署名)	生年月日	年	月 日
	現住所	連絡先			
対象者との関係	本人、配偶者、父、母、子、兄弟姉妹、祖父、祖母、孫、その他() <small>(依頼人と対象者との関係を選択してください)</small>				
請求理由	旅券申請、戸籍整理(婚姻、出生、離婚、死亡)、相続、帰化、その他()				
本人確認書類	外国人登録カード、旅券、運転免許証、住民登録証、住基カード <small>(帰化した方は帰化内容が記載された日本の戸籍(除籍)謄本を提出してください)</small>				
手数料	1 通 280円 (大阪大韓民国総領事館内 印紙番号: 20番)				
住民登録番号 公開申請	<input type="checkbox"/> 公開申請	<input type="checkbox"/> 申請対象者の住民登録番号を正確に記載した場合			
		<input type="checkbox"/> 申請人が申請対象者本人、又は父母、養父母、配偶者、子女、及び代理人の場合 <input type="checkbox"/> 家族関係登録官署出席申請人が裁判上で必要を釈明 <input type="checkbox"/> 公務員等が公用目的を釈明した場合			
※ 法 第117条3号: 第14条 第1項第2項 及び 第4条に違反して虚偽、その他の不正な方法により他人の申告書類を閲覧したり 申告書類に記載されている事項 又は 登録簿等の記録事項に関する証明書の交付を受けた者は、3年以下の懲役 又は 一千万ウォン以下の罰金に処されます。法第11条 第6項に違反して発給対象でない者に故意に発給した者も同等の					

年 月 日

〒542-0086 大阪市中央区西心斎橋2-3-4 駐大阪大韓民国総領事館

お知らせコーナー

26建指第501号

平成26年12月8日

愛知県行政書士会 殿

愛知県建設部建築局長
(公印省略)

都市計画法第34条第1号の許可基準及び運用基準の
一部改正について(依頼)

本県の開発許可行政の推進につきまして、日ごろからご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

都市計画法第34条第1号の許可基準及び運用基準(平成19年8月30日付け19建指第344号建設部建築担当局長依頼)の一部を別添のとおり改正しましたので会員の皆様に周知してください。

なお、主な改正点は下記のとおりです。

記

- 1 関連規定等の改正により、都市計画法第34条第1号の許可基準の別表について、一部改正する。
 - (1) 業種の()内番号について、現行日本標準産業分類と整合するよう改める。
 - (2) その他業種の摘要欄にあった郵便法に基づく「郵便の業務」について、日本郵便株式会社に統合されており、削除する。
 - (3) 運用で取扱っていた調剤薬局を、その他の小売業の医薬品等小売業の摘要欄に、燃料電池車に対応するため、水素スタンドを燃料等小売業の摘要欄に加える。
(沿道施設の水素スタンドについては、改正済み) また、コインランドリーの業種番号にコインランドリー以外の業種があるため、(7899はコインランドリーに限る。)を加える。
- 2 許可運用基準第2項の「建築物」の連たんを整理する。
- 3 施行日
平成26年12月15日

担 当 建築指導課開発グループ
電 話 052-954-6588 (ダイヤル)

26.12.9-
4-16

都市計画法第34条第1号の許可基準

都市計画法第34条第1号に規定する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為又は建築行為若しくは用途変更で、申請の内容が1項又は2項に該当するものとする。

1 市街化調整区域における、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する公益上必要な自己の業務の用に供する建築物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 建築物の用途は次のアからウの一に掲げるものであること。

ア 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校及び幼稚園。

イ 社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設のうち、福祉サービスを受ける通所者、又は入所者が直接利用する施設。

ウ 医療法(昭和23年7月30日法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所。

(2) 申請地は、原則として、市街化調整区域の既存集落内の建築物の敷地から100m以内にある土地であること。

(3) 建築物の規模は、事業計画に照らし適正なものであること。

(4) 申請地の規模は、次のとおりとする。

ア 1(1)アの施設は、事業計画に照らし適正なものであること。

イ 1(1)イの施設は、2,000平方メートル以下であること。

ただし、児童福祉法に規定する保育所については、アによる。

ウ 1(1)ウの施設は、1,000平方メートル以下であること。

(5) 建築物の高さは、原則として、10メートル以下であること。

(6) 居住施設を含まないこと。

(7) 開発又は建築若しくは用途変更を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

2 市街化調整区域における、主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な自己の業務の用に供する店舗等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 店舗等の用途は、別表に掲げるものとする。ただし、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業等に掲げる用途に供しないものであること。

(2) 申請地は、市街化調整区域の既存集落内の建築物の敷地から50m以内にある土

地であること。

- (3) 建築物の延べ面積は、300平方メートル以下であること。
- (4) 申請地の規模は、500平方メートル以下であること。
- (5) 敷地の形状は、原則として延長敷地形態でないこと。
- (6) 建築物の高さは、10メートル以下であること。
- (7) 共同建て及び長屋建てでないこと。
- (8) 店舗等の管理施設及び倉庫の規模は必要最小限とすること。なお、管理施設の規模は20平方メートル以下であること。また、倉庫と管理施設の合計面積は、建築物の延べ面積の2分の1を超えないこと。
- (9) 居住施設を含まないこと。
- (10) 開発又は建築若しくは用途変更を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成19年11月30日から施行する。

(基準改正に伴う経過措置)

法第34条第1号の許可基準(平成19年11月30日施行、新基準)の施行日前に、愛知県運用基準(昭和50年6月21日施行(昭和61年10月1日一部改正)、旧基準)に該当するとして許可申請されたもので、新基準施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る基準は、新基準に係わず旧基準による。

附 則

(施行期日)

この基準は、平成26年12月15日から施行する。

別表(法第34条第1号許可基準第2項第1号関係)

◆製造業でないこと、なお、飲食料品小売業と掲げるものにおいては、その場所で製造した商品で、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものはこの限りではない。
 ◆カタログ販売、訪問販売、インターネット販売等を中心とする店舗でないこと。
 ◆本表の小売品名の修理を目的とした修理業は本身に該当するものとして取り扱う。
 ◆業種のかっこ内数字は、日本標準業分類(平成25年10月)の細分類番号である。

【改正後】

一改正した部分

	業種	品名の例示	摘要
服、身の回り品小売業	寝具小売業(5712)	ふとん、毛布、敷布、まくら、マットレス、バジャマ	個人の注文によって店持ちの布地を用いて仕立てを行うものは含む。
	服等小売業(5711、5721、5731、5732)	洋服、和服、反物、服地、帯、裏地、小ぎれ、おしゃ、背広服、作業服、学生服、ジャンパー、コート、ズボン、婦人服、毛皮コート子供服、ベビー服	
飲食料品小売業	靴等小売業(5741、5742)	くつ、ゴム靴、地下足袋、げた、草履、スリッパ	飲食料品を中心とするが、日常生活に密着する自動機械等による各種サービスの提供は可。
	かばん等身の回り品小売業(5791、5792、5793、5799)	かばん、ハンドバッグ、袋物、トランク、ワインヤツ、下着、ふろしき、タオル、たび、くつ下、化粧道具、ネクタイ、ハンカチーフ、傘、スリッパ、白布	
飲食料品小売業	コンビニエンスストア(5891)	飲食料品を中心とした各種農産物	宅配専門は除く。その場所で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものは可。
	飲料等小売業(5851、5892、5893、5894)	酒、牛乳、清酒飲料、ミネラルウォーター、茶類飲料、茶、こぶ茶、コーヒ、ココア、紅茶、麦茶	宅配専門は除く。その場所で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものは可。
一般飲食店	食卓等飲食店(7611、7621、7623、7624、7625、7629、7631、7641、7671、7691、7692、7699)	各種食品、食料雑貨、肉、肉製品(ハム、ソーセージ)、卵、魚肉、鮮魚、貝類、川魚、冷凍魚、かき、野菜、果菜、菓子、せんべい、あんぱん、あめ、まじゅう、もち、アイスクリーム、ドーナツ、菓干、パン、食パン、米菓、豆類、そば、漬物、調理パン(中)、ドレッシング、ハンバーグ、おにぎり、押し、ピザ、豆腐、こんにゃく、納豆、つくね、揚げ物、ちぢみ、おでん材料、乾物、干魚、干びょう、ふ、乾燥野菜、こうや豆腐、干し、のり、くん製品、梅菜、米、インスタントラーメン、調味料、乳製品(バター、チーズ)	宅配専門は除く。その場所で製造した商品を、その場所で個人又は家庭用消費者に販売するものは可。
	自転車小売業	自転車小売業(5921)	日本料理、西洋料理、中華料理、そば、うどん、すし、喫茶店、しる粉、氷水、ハンバーガー、お好み焼
機械器具等小売業	電気機械器具等小売業(5931、5932、5933、5939)	自動車、バイク、自転車部品、付属品、自転車タイヤ、チューブ、中古自転車	主としてアルコールを含まない飲料を飲食させるもの。
	金物等小売業(6021、6022)	アビ、洗機機、スチーブ、アイロン、冷蔵庫、掃除機、電球、電話機、パソコン、ガス器具、家庭用シン及び部分品、石油ストーブ、度量器	
その他の小売業	陶磁器等小売業(6023、6029)	刃物、くま、ぼうろ、鉄器、アパレル製品、錠前、マホーゼン、売物、日用雑貨、ほしき、ざる、箸、たわし、バスケット、なわ、わら製、品、ろうそく	副都品を含む。
	医薬品等小売業(6032、6033、6034)	瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス器、漆器、花器	
その他の小売業	農業用機械器具等小売業(6041、6042、6043)	船舶、船舶防除器具、畜産用機器、養蚕用機器、耕うん機、ハンドトラクタ、コンバイン、種苗、苗木、種子、化学肥料、有機肥料、複合肥料、園芸用品、飼料、農薬	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	燃料等小売業(6051、6052)	ガソリンスタンド(ガソリン、軽油、硬化石油ガス)、薪炭、練炭、石炭、プロパンガス、灯油	
その他の生活関連サービス業	新聞小売業(6063)	新聞	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	書籍、雑誌等小売業(6061、6062、6064)	書籍、古本、洋紙、板紙、ふすま紙、陣子紙、帳簿類、ノート、万年筆、鉛筆、ペン、インキ、製図用具、そろばん	
共同組合	スポーツ用品等小売業(6071、6072)	運動具、つり具、おもちゃ、人形、模型、教育玩具、ゲーム用ソフト	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	写真機、写真材料小売業(6081)	カメラ、写真感光材料	
医療業	時計、メガネ、光学機械小売業(6082)	時計、メガネ、コンタクトレンズ	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	花、植木小売業(6093)	花、切花、盆栽	
教育、学習支援業	中古品小売業(6098)	中古衣類、家具、楽器、運動用品	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	理容業等(7821、7831)	理容業等	
その他	洗濯業等(7811、7812、7899)	クリーニング、ランドリー、クリーニング取次所、コインランドリー	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	学業(7461)	写真撮影、現像、焼付、引伸し	
その他	自動車一般整備業(8911)	自動車分解整備修理	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	農協共同組合等(8711～8714)	あまみ、マツナージ、はり、きゅう、糸道整復	
その他	療養業(8351)	相撲協会、消防団部所、防災資機材倉庫、一軒家の業務用海苔、車庫、現金自動引け払い機(ATM)銀行、相互銀行、信用組合	本業スタンドを含む。新聞販売店、新聞取次店。
	学習塾(8231)	小中学生、中学生を対象として学校教育の補習教育又は学習指導を行うものの内、国語、算数(数学)、理科、社会、英語に該当するもの。	

都市計画法第34条第1号の許可運用基準

__が改正した部分

- 1 基準各項本文にある「自己の業務の用に供するもの」とは、開発行為又は建築行為若しくは用途変更をしようとする者が、当該建築物などで継続的に自己の業務による活動を行うものとする。
- 2 基準1(2)及び2(2)にある「既存集落」とは、半径300メートルの円内に100戸以上の建築物(市街化調整区域内にある建築面積が30平方メートル以上もの。以下、この項において同じ)があるもの、又は50戸以上の建築物が連たんしているものとする。なお、建築物が連たんしているものとは、建築物の敷地間の距離が55メートル以内であることをいう。また、共同住宅の場合は各住戸を1戸とし、寮の場合は建物1棟で1戸とする。
- 3 基準1(2)は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校において、学区が定められている場合で、やむを得ない場合は、適用しない。
- 4 基準1(5)は、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校において、建築物の日影が建築基準法第56条の2の規定による市街化調整区域における日影規制を1ランク強化した規制値(敷地境界線とみなす線を5メートルラインと、5メートルラインを10メートルラインとみなして規制する。)を満たすものについては、適用しない。
- 5 基準1(6)にある「居住施設」には、1(1)における業務上必要な宿直室及び1(1)イにおける入所者が、福祉サービスを受けるための施設は含まない。
- 6 基準2(5)において、敷地の形状を、やむを得ず延長敷地形態とする場合は、その路地状部分の幅員を6メートル以上とすること。
- 7 基準2(7)にある「共同建て」とは、ホール、廊下、階段等を共用して2戸以上の店舗等を建てるものをいう。また、「長屋建て」とは、廊下、階段等を共用しない2戸以上の店舗等を連続する建て方の店舗(連続建)、または、廊下、階段等を共用しないで2戸以上の店舗等を重ねたもの(重ね建)をいう。
- 8 基準2(8)にある「店舗等の管理施設」とは、事務室、休憩室、従業員用トイレ等とする。
- 9 申請には、規則第16条に規定する図書のほか、次のものを添付すること。
 - (1) 付近見取図、配置図、平面図及び立面図
 - (2) 事業の内容を記載した書類、収支計画書
 - (3) 事業に必要な免許証等の写し
- 10 駐車場が必要な場合は、適切に設けられていること。ただし、サービスの内容等から、やむを得ない場合は、隣接地に設けることができる。

業務相談会のお知らせ

◎相談を希望される方は、次ページの申込書をご利用ください。

初心者向け建設業関係業務・産廃(収運)業許可申請相談会

【建設業関係業務相談会】

建設環境部

内 容 建設業許可、経営事項審査等の建設業関係業務について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

【産廃(収運)業許可申請相談会】

内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について
開催日 毎月第4木曜日に開催
時 間 午後1時30分

※どちらもこれから業務を始める方等を対象とした初歩の相談を予定しております。

運輸関係業務相談会

内 容 自動車登録(車庫証明含む)について
開催日 平成27年4月8日(水)
時 間 午後1時30分

運輸交通部

※初心者対象

初心者向け業務相談会

内 容 国際業務・私法業務について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後2時30分

国際・私法部

※初心者対象

初心者向け土地利用関係業務相談会

内 容 農地転用許可、開発許可、建築許可等について
開催日 平成27年3月25日(水)
時 間 午後1時30分から午後4時まで

土地利用部

※初心者対象、土地利用の業務は地域によって許可基準が異なる場合がありますので、相談内容に関する資料をお持ちください。

書類作成相談会

内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立について
開催日 毎月第1水曜日
時 間 午後1時から午後4時30分まで

法人経営部

平成27年3月1日

会 員 各 位

 建設環境部
 運輸交通部
 国際・私法部
 土地利用部
 法人経営部

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

今年度、業務相談会を下記のように開催いたしますので、希望者の方は、この様式にてFAXでお申し込みください。なお、各業務相談会の開催日の7日前が締切です。

業務相談会申込書

該当する相談会に○印をしてください。

- ・ 建設環境部 業務相談会【建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請】
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談会
- ・ 国際・私法部 初心者向け業務相談会
- ・ 土地利用部 初心者向け土地利用関係業務相談会
- ・ 法人経営部 書類作成相談会【株式会社設立・風俗営業許可申請】

支 部		会 員 番 号	
氏 名			
開 催 日	月 日 ()	電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的にお書きください。)			

愛知県行政書士会 FAX 052-932-3647

会員訪問記



新城支部 村松 一壽重 会員

会報委員 矢澤 あや子



今回は雪降る道中を覚悟しつつ、北設^{きたしたら}楽郡津具村に唯一存しております。北設^{ほくせつ}の業務の要ともいえる村松一壽重会員の事務所を訪問させて頂きました。

村松会員は、自身が子供の頃にお父様が司法書士、行政書士、土地家屋調査士として事務所を開業されており、子どもの頃からその業務を手伝い、その跡を継がれる形で、ご自身が行政書士、ご主人が司法書士、調査士として現在ご夫婦で協力して事務所を営んでおられます。そのため、村松会員は全ての資格業務に大変精通していらっしゃるよう感じました。

私が訪問させて頂いた時、ちょうど現況証明願を作成するための公図の張り合わせ作業を行っていらっしゃったのですが、その際、業務を行ううえで大切なのは、全ての仕事の流れを考えることだと教えて頂きました。現況証明願は、農地法の許可申請を行うよりも、時間や費用の面で、お客様のご負担を軽減させるため、私は現況証明が受理されうる現場であれば、その書類を作成します。しかし、農業委員会が受理しても、その後調査士がその書類をもってして確実に地目に変更できるのか、そのような後の業務作業を考え、書類を作成することが大切であると改めて教えて頂きました。

行政書士は、民間と行政を上手につなぐ、そんなお仕事であり、受けた業務は誠実に完了させるということをモットーに村松会員は現在まで約30年業務を行ってこられました。

お忙しい最中に訪問させて頂いたのですが、快くお迎えくださった村松会員に感謝し、今後益々のご活躍を祈念いたします。

支部だより

海部
支部

平成26年度 研修会

会報委員 太田 文安

日 時 平成26年11月12日(水)
午後 6 時30分～ 8 時30分
場 所 津島市生涯学習センター 第2会議室
出席者 23名
テーマ 『農地から資材置場へ』
～実務から得たノウハウを学ぶ～



今回は、一宮支部の鶴飼徳一会員を講師として迎え、農地転用についての研修会を開催いたしました。

今回の研修は、農地転用に関する基本から始まり、具体的な事例を混じえ、必要な手続き及びその内容ならびに注意事項等、講師の豊富な知識および経験から得られたノウハウまで貴重なお話をいただきました。また、行政書士としての心構え、行政機関の言いなりにならないよう理論武装するための勉強の必要性など、行政書士の存在意義にかかわることまでお話をいただきました。

当支部の地域性という訳ではなく、農地転用が行政書士の主要な業務であるため、参加者は皆熱心に受講しており、講義後も多数の質問があげられました。

尾張
支部

平成26年度支部旅行

尾張支部 加藤 敏明

日 時 平成26年11月15日(土)
場 所 日間賀島 旅館・大海老（だいかいろう）
出席者 20名



尾張支部では、11月15日の土曜日に支部研修旅行を行いました。

私は今年度が初参加だったのですが、幹事として参加者の募集や旅行会社との交渉を行いました。本年度の行き先は日間賀島で、その「島」という魅力的な響きのせいか、例年に比べて多くの参加者が集まりました。

日間賀島へ初めて訪れる参加者も多く、私自身も子供の頃に一度行ったきりでしたので、とても新鮮な気持ちで参加することができました。

日間賀島への移動は片名港と日間賀島西港を結ぶ海上タクシーを利用しました。当日は風が強かったせいか、海上タクシーがライン下りのように揺れ、酔いそうになりました。

日間賀島に到着した後は、昼食に地元で取れた蛸や河豚などの海の幸を堪能し、大浴場で日々の疲れを癒すとともに、普段あまり話す機会がない支部会員同士の交流を深めました。

帰りは観光シーズンの土曜日ということで道路が混んでいましたが、日頃触れることのない島の生活や知多半島の産業を垣間見ることができて、とても参加して良かったと思える旅行になりました。

東名
支部

支部親睦旅行

東名支部 勝 友香梨

日時 平成26年11月16日(日)

場所 日間賀島「日間賀観光ホテル」

出席者 23名



去る11月16日(日)、東名支部の日帰り支部親睦旅行を開催いたしました。23名の会員が参加され、海の幸を楽しみに、マイクロバスと高速船で日間賀島へ。この時期の日間賀島は、フグが有名ですが、フグ料理だけでなく、柔らかい茹でだこに珍しい生のシャコ、渡り蟹、釜揚げしらす・・・と食べきれないほどのお料理を満喫しました。

岩永亨支部長の挨拶に始まり、松尾匡史会員の乾杯で食事がスタート。海を見ながら、テーブル席で楽しいひと時を過ごしました。食後は、ゆっくりお風呂にも入り、大満足の1日でした。会員同士の交流の輪も広がり、とても有意義な時間となりました。

西北
支部

第5回支部研修会

会報委員 丹所 美紀

日時 平成26年11月18日(火)

午後6時～8時15分

場所 名古屋市北生涯学習センター

講師 早川 忠会員 (中央支部)

内容 『建設業許可申請について』

出席者 17名



平成26年度第5回支部研修会が開催されました。中央支部の早川忠会員を講師にお招きして、建設業

許可申請の手引を参照しながら、基礎的な知識、手引で見落としがちな細かい知識、そして役所の見解まで幅広いテーマでお話をいただきました。

今回の研修の中で特に参考になった点は、お客様が伝える工事名と建設業許可申請における工事の種類は一致するとは限らないので、工事経歴書を作成する際には注意すること及び、平成27年4月1日から施行される建設業法施行規則等の改正の要点でした。

特に「コンクリートブロック積み（張り）工事」や「屋根工事」などは手引内に細かく記載されているため、お客様から詳細な工事内容をヒアリングして、正しく書類を作成する必要があると感じました。

そして平成27年4月1日から施行される建設業法施行規則等の一部改正で、どのように変更するのかについてのご説明もありました。経審の評価基準も一部改正するため、経審を受けられているお客様にとってメリットのある点をお伝えしたいと思えました。

早川会員が実際に申請された際のお話や、手引のみならず各種運用マニュアルなどまで読まれた上でのご講義は、建設業許可申請を行う上で非常に参考になりました。早川会員およびこの研修を企画運営して下さった役員の方々に心より御礼申し上げます。

中央
支部

第2回支部研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成26年11月25日(火)
午後6時～8時
場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室
出席者 12名
講 師 中央支部幹事



今回の研修会は、登録後3年以内の会員を対象とした新入会員研修会でした。

- 1、支部全体行事等の紹介
- 2、各業務部会の業務紹介、活動内容
- 3、業務倫理と行政書士法及び愛知県行政書士会規則について

以上の3つのテーマに沿って研修会は進みました。

初めに副支部長の早川忠会員より、支部全体行事の総会や新年会、支部旅行など、支部の年間行事の内容等をご紹介いただきました。

続いて、各業務部会から、それぞれの業務内容や活動についての説明がありました。

そして、支部長の竹田勲会員から最後のテーマである、行政書士の業務倫理などについてお話いただきました。

主に、新入行政書士に起こる問題について、「業務を行う上で、何かあった時に知らなかったでは通用しないので、疑問に思うことがあればきちんと先輩の行政書士に相談してください」というようなお話があり、新入会員の方々は皆真剣に聞き入っていました。

研修会後は懇親会の会場へと移動し、和気あいあいと親睦を深めることが出来ました。

中央
支部

第三回建設環境業務部会研修会

会報委員 中村 美帆子

日 時 平成26年11月28日(金)
午後6時～8時
場 所 愛知県行政書士会館 3階大会議室
出席者 19名
講 師 水崎由佳子会員（中央支部副支部長）
テーマ 『宅地建物取引業の免許及びその他関係法令について』



建設環境業務部会の第三回目の研修会は、「宅地建物取引業の免許及びその他関係法令について」というテーマで行われました。宅地建物取引業の免許の申請は、行政書士業務の中でも比較的マイナーな業務だと思われていますが、他支部から参加された方も見えました。

講師の水崎会員は中央支部の副支部長をされており、女性ながらに建設業許可申請を始め、数々の分野で大変ご活躍されています。私も、公私ともにとてもお世話になっている先生でいらっしゃいます。

講義は、まずは「宅地建物取引業」についての説明から始まりました。

そして、免許申請時の要件についての解説があり、申請書の記載方法を細かくご講義いただきました。

質疑応答では、不動産関係の業務をされている方などから質問があり、活発に議論される場面もありました。

水崎会員は今回が初めての講師ということで、最初は少し緊張されていたようですが、とても丁寧で分かりやすい講義でした。

お忙しい中、講師をお引き受けいただきありがとうございました。

東名
支部

経営法人部 研修会の開催

東名支部 中村 幸司

日時 平成26年11月30日(日)

午後4時～6時

場所 尾張旭市中央公民館

勤労青少年ホーム1階101会議室

出席者 18名



東名支部法人経営部主催の支部研修会が11月30日(日)に開催されました。出席者は、支部会員18名。研修会のテーマは、「任意後見契約および公正証書遺言について」でした。

研修会は、東名支部法人経営部・相馬保宏部長の司会進行の下、講師に春日井公証役場公証人の横山緑先生をお迎えして行われました。

春日井公証役場では、任意後見契約は年間で約30件、公正証書遺言は年間で約450件行われているそうです。

前半は任意後見契約についての講義が行われました。高齢者の増加に伴い認知症になる方の割合も増えており、任意後見の重要性が増しているということで、任意後見契約を結ぶ際の契約書の記載内容について説明がありました。

後半は、公正証書遺言の作成について講義が行われました。様々な事例を挙げ、どのように遺言書へ記載すればよいか、どういったところに注意すべきかを説明して頂きました。

公正証書遺言の作成業務は、多くの会員が行っており、活発に意見交換がなされ、充実した研修会となりました。

一宮
支部

女性の会研修会開催

会報委員 林 麗子

日時 平成26年12月2日(火)

午前9時30分～11時30分

場所 有限会社ひかり計算センター

テーマ 『DV申請と離婚』

出席者 8名



本年度第3回の女性の会研修会を実施しました。「DV（ドメスティック・バイオレンス）申請と離婚」というテーマで増田支部長が、ご自身の業務体験を語って下さいました。

行政書士業務におけるDV申請とは主に、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の作成および提出です。DVまたはストーカー被害者を保護するため、加害者などからの住民票や戸籍の閲覧交付請求を制限する申請書です。

配偶者や身内等の権利（取得・閲覧）を制限することになるので、申請のためには、事前に公的機関への被害相談と、当該相談機関による判断が要されます。制限が必要とされた場合にのみ、この支援措置の申請が可能となります。

支援が実施されると、代理人による請求や郵送請求も受けられなくなります。

この制度には留意点がいくつかあります。

支援は、開始が決定されてから1年間であり、申し出がない場合には1年で終了してしまいます。状況が改善されていない場合、延長申請を忘れてはなりません。

必ず認識しておかねばならないのは、この支援措置を受けていても、外部からの請求が100%拒否できるわけではないということです。正当な理由がある場合の第三者請求、たとえば金融機関による債権

回収のため、あるいは保険会社が保険金の支払いのために対象者の住民票を取得する必要がある場合などには、制限は行われません。

実際に業務依頼を受ける場合にはこれらの他にも、DV防止法およびストーカー規制法への理解、裁判所への保護申立てや支援センターについてなどの幅広い知識が求められることでしょう。



名南
支部

研 修 会

研修担当 鱈部 伸一

日 時 平成26年12月 4 日(木)
午後 4 時20分～ 5 時50分
場 所 石川行政書士事務所
出席者 25名



当支部12月研修会が12月 4 日(木)午後 4 時20分より、長年、国税局に勤務にて、調査官として個人課税を主として担当、現在は税理士を兼業している田中正一氏を講師にお招きし、最近の調査官の調査、納税

者の日頃すべきこと、所得の分類、所得税の計算、分離の申告の概要の講義であった。

最近の国税調査官は一取引事実より一税目のみの調査ではなく、贈与に該当するか、法人との関連はいかに処理されているかも一資料から検討することとしている。調査担当の職員が依然に比し、減少していることなどが起因している。納税者の日々すべきことは取引事実の記帳である。所得の分類は10種類であり、譲渡所得には土地建物、株式の分離のもの、その他の総合のもの、利子、配当から、不動産や事業所得等の解説であった。計算として、所得金額算出後、所得控除、課税所得金額の算出、税額控除を経て所得税の求め方の説明であった。決算書の作成については収入と経費項目の説明をされ、必要経費が事業用か家事関連費かどうかの区分と、妥当な基準を設けておくべきことの説明であった。資料は国税局の発行のパンフレット、手引きを引用、定刻まで講義の後、午後 5 時50分散会した。その後、役員会が支部規約の出席者の充足の中、支部活動状況の報告と1月以降の予定と案内などの審議がされ、午後 7 時散会した。その後、有志による懇親会の会場に向かい、研修会、今後の支部活動、各会員の業務、次回の支部研修旅行などについて意見交換し、午後 9 時30分散会した。

名古屋
支部

研修旅行～お湯と光と味 覚の共演～冬のながしま

副支部長 牧野 昌浩

日 時 平成26年12月 6 日(土)

場 所 ながしまリゾート

出席者 14名



平成26年度の名古屋支部研修旅行は近場にしました。しばらく泊りがけの旅行が続いており、目先を変えて「安・近・短」で企画を立てました。

出発は正午。暖かい時間を選んだはずがお天気はみぞれ交じりの雨。寒さに震えながらも一行はバスに乗り込みました。

目的地はこの地方に暮らす方ならすっかりおなじみのながしまリゾートです。バスで一時間も経たな

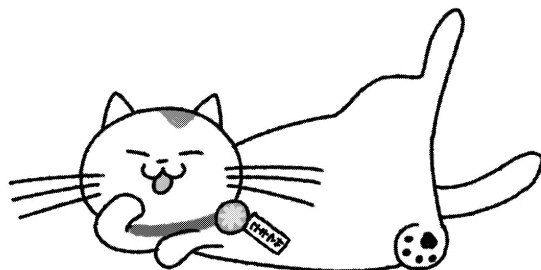
いうちに到着。懇親会はホテル花水木別館の宴会場で催しました。となりの遊園地スパランドは悪天候でジェットコースターも止まったままの静かな雰囲気でした。食事が済むと、お風呂に出かける参加者あり、さらに飲み続ける参加者あり、と休日のゆったりとした時間を楽しんでいました。

再びバスに乗り込んで、なばなの里へ。この時期は夜間ライトアップのウインターイルミネーションで大変な人出です。

前日の夕方にテレビ中継があったせいか、雪の舞う寒さでも出足には影響がなかったようで、たくさんお客さんがありました。園内では自由行動としたので、写真の撮れるポジションを探したり、茶店に直行したり、温室へお花を見に行ったりと暮れゆく冬を思い思いに過ごしました。

支部行事の良さは、会員同士の距離が近く、様々な経験談を、現役の会員から直接伺うことができることです。特に長い時間を過ごすことのできる支部旅行は、またとない機会です。参加した開業して間もない会員は先輩の仕事や事務所経営についてのノウハウを、つかんで帰ろうと懸命な様子でした。

今回は志向を少し変えてみたのですが、思いがけず選挙が始まってしまい、また忘年会シーズンということで予定が重なって参加できない会員さんがありました。多くの会員に参加していただけるような機会となればよかった、と企画者としては反省も残りました。



昭和
支部

平成26年度忘年会

会報委員 平澤 正幸

日時 平成26年12月6日(土)

午後6時～8時30分

場所 さがみ庭

参加人数 36名



愛知県行政書士会昭和支部主催の平成26年度昭和支部忘年会を開催しました。

今年度の昭和支部忘年会は昨年に比べると参加人数については些か減ることとなりましたが、落ち着いた和室での開催で会場内にも十分なゆとりが生まれ会員の皆様はリラックスして歓談できたのではないのでしょうか。

普段お世話になっている先生、なかなか顔を会わせない先生、一年の最後に挨拶がてら良い交流の場になっていると感じました。

新人の会員の方々も積極的に名刺交換等を行っておられ、楽しみの場としてまたは、顔を覚えてもらう場所になったのではないのでしょうか。

2時間ほどの開催時間があっというまに感じられる形で一次会はお開きとなりました。

岡崎
支部

遺言・成年後見制度に関する無料セミナー

岡崎支部 田中 幸穂

日時 平成26年12月6日(土)

午後2時～3時30分

場所 岡崎市図書館交流センター りぶら

講師 田中 幸穂会員 (岡崎支部)



岡崎支部では、昨年に引き続き、一般市民向けセミナーを開催しております。

今年の第2弾は「後悔しないための遺言・成年後見講座～認知症になってしまったら相続はどうなるの?～」と題し、講演を行いました。

前半は、遺言です。相続人の中に重度の認知症の人がいるケースを取り上げ、遺言書が有ると、どのような点で相続人が助かるのかについて解説しました。

また遺言書の種類についても紹介し、中でもより安全・確実に、信頼性の高い公正証書遺言を作成されることをお薦めしました。

後半は、財産管理の手段としての成年後見制度です。制度を利用するタイミング、法定後見制度と任意後見制度との違い、両制度のメリット・デメリットなどを、絵図を使いながら説明しました。

来場者からは、「成年後見について名前だけは知っていたが、中身はほとんど知らなかったので新鮮に聞けた」との感想をいただきました。市民の方々に、あまり知られていない成年後見制度について、知っていただく良い機会となりました。

中央
支部

第2回国際私法業務 部会研修会

中央支部 金子 利明

日時 平成26年12月9日(火)
午後6時～8時
場所 愛知県行政書士会館3階大会議室
講師 公証人森本翅充様(葵町公証役場)
テーマ 『公正証書遺言について/任意後見制度について/確定日付などの公証事務業務について』

出席者 43名



今回の研修会は、葵町公証役場から森本公証人を講師にお招きして、遺言や任意後見を中心とした権利義務に関する内容で開催されました。

最初に、私書証書の認証、宣誓認証、確定日付の付与など公証業務全般に関する説明がありました。通常の業務ではあまり馴染みのない事実実験公正証書に関する内容や、定款認証については、現在では電子定款の割合が増えており、8割を超える状況にある。など非常に興味深いお話をきくことができました。

続いて、遺言に関する講義では、基本事項から実務上の手続きに至るまでを、事例を交えて丁寧に解説いただきました。自筆証書遺言における検認手続きの大変さを交え、公正証書遺言のメリットに関する内容、証人の手配など実務上の手続きに関する内容、予備的遺言の必要性など、大変勉強になりました。

最後に任意後見制度について、制度の目的、契約形態など基本的な内容や法定後見との関係性などの解説があり、任意後見監督人制度など、今後解決していく課題も多いとのことのお話もありました。

今回の研修では、公正証書遺言だけではなく、公証業務全般についても知ることができ、今後業務を進めて行く上で大変参考となる研修会でした。

東名
支部

建設環境部 研修会の開催

東名支部 中村 幸司

日時 平成26年12月11日(木)
午後4時～6時
場所 尾張旭市中央公民館
勤労青少年ホーム1階101会議室
出席者 10名



東名支部法人経営部主催の支部研修会が、12月11日(木)に開催されました。出席者は、支部会員10名。研修会のテーマは、「初心者向け建設業許可業務について」でした。

研修会は、東名支部建設環境部・河本清孝部長の司会進行の下、講師は東名支部の松尾匡史会員が務められました。

講義では、建設業許可申請の手引に沿って、書類の作成にあたり注意する事項を、これまでの経験をもとに教えて頂きました。講義の最後では、建設業界の現状から、今後の動向についての話もあり、これから建設業許可申請を行う会員にとって、非常に実のある内容となりました。

研修会の後は、懇親会も催されました。会員同士の情報交換も活発に行われ、親睦を深める良い機会となりました。

尾張
支部

平成26年度忘年会

会報委員 松永 和範

日 時 平成26年12月12日(金)

午後6時～8時

場 所 ホテルプラザ勝川

出席者 40名



今年も恒例の支部忘年会が開催されました。今回も事前に席がくじ引きで決められ、ベテラン・中堅・新人とバランスよく振り分けられました。

西脇支部長の御挨拶、来賓の伊藤太春日井市長の御挨拶に続いて乾杯がなされ、食事もお酒も進み、どのテーブルも笑い声が絶えませんでした。本当に尾張支部会員の仲の良さが、愛知会の中でも随一だと思えるほどです。それは何よりベテランの先生方の細やかな気遣いがあるこそ。この場を借りて御礼を申し上げます。

また、新入会員の紹介もなされました。自分が新入会員だったころを思い出しつつ、ともに頑張っていきたいと思いました。

そして、今回もカラオケ好きな会員による、カラオケ大会が開催されました。

尾北
支部

平成26年度 第2回研修会

会報委員 伊藤 千勢

日 時 平成26年12月13日(土)

午後4時～6時

場 所 江南市民文化会館 2階 第2会議室

テーマ 『遺言公正証書を巡る諸問題』

講 師 公証人 太田 健治様 (一宮公証役場)

出席者 54名 (他支部会員11名を含む)



研修会に先立ち、2時30分より「新人研修会」が開催されました。対象者8名が参加し、伊代田支部長より行政書士として業務を行うにあたっての注意点についてお話がありました。また、各専門業務部長や本会役員より担当業務についての説明がありました。どちらも実際の事例に基づいた話をさせていただき、新人会員も熱心に聴講されていました。

今回の支部研修会は、公証人の太田先生より公正証書に関するお話をさせていただきました。事例を交えたお話はとても興味深く、まだ私は一度も公正証書に関する仕事は受託したことがありませんが、これからは積極的に受け、太田先生にご相談したいという気持ちになりました。今回、参加者は54名で、会場はほぼ満席でした。参加者の皆さんの相続関連業務に対する関心の高さが伺えます。「まだ大丈夫は、もう危ない」という言葉を念頭に、迅速かつ適正な対応をしていく必要があることを再認識しました。

研修会の後は、場所を変え、恒例の忘年会が開かれました。終始和やかな雰囲気、席を移動して交流を深める会員もおりました。参加者の来年の健康と幸せを祈念して一本締めにて閉会しました。

西北
支部

平成27年 支部賀詞交歓会

会報委員 丹所 美紀

日時 平成27年1月7日(水)
午後6時～8時30分

場所 料亭大森

内容 『平成27年西北支部賀詞交歓会』

出席者 42名

浄心駅近くにある料亭大森で西北支部新年賀詞交歓会が開催されました。本年は42名の会員が参加しました。

例年、上座を除き、座席は受付時に引いたくじの番号で割り当てられます。そのため、自分がどの席になるのか、またお隣にどんな先生がいらっしゃるのか、期待と不安が入り混じります。私も、例年と同様に少し緊張しながら着席し、開会までの時間はお隣にいらっしゃる会員とお話をしておりました。

定刻となり、賀詞交歓会が始まりました。村瀬支部長によるご挨拶の後、ご多忙のところご出席をいただいた山田会長からもご挨拶をいただきました。今井会員による乾杯の発声の後、多くの会員が席を移動しながら様々な会員と笑顔で近況報告や情報交換を行っておりました。

途中で新入会員の紹介が行われ、1名の新入会員がさすがしく活気あふれる挨拶をされました。

美味しいお酒とお料理に舌鼓を打ちながらの歓談の時間はあっという間に過ぎていき、賀詞交歓会も終盤に差し掛かりました。大石会員が中締め挨拶をされ、終始和やかな雰囲気のまま幕を閉じました。

中央
支部

新年会

会報委員 中村 美帆子

日時 平成27年1月9日(金)
午後7時～9時

場所 エノテカピンキオーリ

出席者 72名



年が明けまして、中央支部の今年最初の行事として新年会が行われました。

今年の会場は、ミッドランドスクエアの42階にある「エノテカピンキオーリ」というイタリアンの三ツ星レストランテでした。

お店の中に足を踏み入れると、視線の先には名古屋の夜景が広がり、そのまま足を進めると眼下にはライトアップされた名古屋城も見えました。また、当日は「月」が大変美しく、「夜景」と「月」との共演が素晴らしかったです。

新年会らしく華やかな雰囲気の中、神崎寛会員の司会で、まずは竹田勲支部長の挨拶がありました。引き続き山田高嗣会長にご挨拶を頂戴し、沖本一三会員による乾杯のご発声があったのですが、いつものようにビールではなく、お店のおすすめのシャンパンでのオシャレな乾杯となりました。

一つ目の前菜は「鴨フォアグラのクレモーズ、エンジンのパーネとドライフルーツ」でした。名前だけ聞いても、どんなお料理なのかピンと来なかったのですが、運ばれてきたものは透明のお皿の上に色合いが美しく、ワインが進むようなとても美味しいものでした。それから次々に味も見た目も麗しいお料理が運ばれ、デザートも含め計6品しっかりといただきました。

歓談の途中で新入会員に中央に出てきていただき、挨拶がありました。それぞれに個性的な挨拶にて、

先輩行政書士の方々にアピールできたと思います。

私個人的には、夜景の見えるレストランが大好きなので、名残が尽きることはなかったのですが、あつという間にお開きの時間となってしまいました。

最後に、仙石秀久会員により中締めをしていただき、今年も新たな決意と共に散会となりました。

お忙しい中、お集りいただきました会員の皆様には、この場をお借りして御礼申し上げます。

岡崎
支部

平成26年度 新年教養研修会

会報委員 伊東 毅

日 時 平成27年1月10日(土)

午前10時30分～午後0時

場 所 岡崎市竜美丘会館 501会議室

出席者 44名

講 師 名古屋大学大学院環境学研究科心理学講座
田邊 宏樹准教授

テーマ 『見る目・見られる目—目と脳科学—』



去る1月10日に竜美丘会館にて、毎年恒例の新年教養研修会が開催されました。

竹田副支部長が司会を努め、鍋田建治会員による開会の辞、島津支部長の挨拶に続き、来賓の山田高嗣会長からご祝辞をいただきました。

その後の研修会では、田邊先生よりご自身が研究されている脳科学について、図や動画を交えて分かりやすく面白くお話していただきました。

例えば、ヒトは目に写っているものを受動的に認知しているわけではないそうです。脳は「積極的に外部情報を取り込み、解釈する装置」であるため、ヒトが見ている（と思っている）ものは、実は脳の解釈なのだそうです。ヒトは、自分が見たいように物事を見ているようです。

また目は、ヒトのコミュニケーションにとって、とても大切な役割を持つのだそうです。例えば、ある大学の談話室で「コーヒーを飲んだ人は箱の中にお金を入れる」という決まりを作り、箱の上に毎週異なる写真を貼っておく実験が行われました。花の写真を貼った週よりも、ヒトの目の写真を貼った週の方が、箱にお金が沢山入っていました。他人の目があると、たとえそれが写真であっても、社会的な行動が促進されるようです。

さらに、岡崎市の生理学研究所で2台のMRIを使った実験も報告されました。初対面の2人が見つめ合うことで、2人の脳の同じ領域が活動し、同調することがわかりました。しかし、この同調がどのような意味を持っているのか？については、今後の研究課題のようです。

講演後、複数の質問が寄せられました。会員にとって関心が高く、有益なお話であったことが伺えます。田邊先生、ありがとうございました。

研修会終了後は、会場を移動して、懇親会となりました。内田康宏岡崎市長、青山周平衆議院議員、中根康浩衆議院議員、重徳和彦衆議院議員も懇親会に参加され、ご挨拶をいただきました。

おいしい料理をいただきながら、和やかな歓談となり、親交を温めました。

東名
支部

新年会

東名支部 中村 幸司

日時 平成27年1月17日(土)

午後5時～

場所 木曾路瀬戸店

出席者 35名



1月17日(土)、東名支部新年会が開催されました。新年会の前には、恒例となった瀬戸市の東名ボウルで、ボーリング大会が行われ、15名の方が参加しました。

ボーリングは支部の新年会の時だけという会員も多い中、非常にハイレベルな優勝争いが行われました。結果は、伊藤正臣先生が2年連続の優勝となり、大変盛り上がりました。

新年会も去年と同様に、木曾路瀬戸店さんで行いました。本会から山田高嗣会長がお越し下さり、会の冒頭でご挨拶をいただきました。岩永亨支部長による新年のご挨拶の後、北野正一先生の乾杯のご発声でスタートしました。

料理はしゃぶしゃぶを中心に、お刺身や天ぷら、締めにはきしめんなどが出されました。どのテーブルもお肉を追加注文され、皆さん、お腹いっぱいしゃぶしゃぶを堪能されていました。

新年会の途中では、ボーリング大会の結果発表がされ、参加者全員に景品が渡されました。

今年の新年会には、新入会員を含め、多くの会員が参加してくださり、それぞれ、近況報告などを行いながら、楽しい時間を過ごすことができました。

東三
支部

平成26年度建設環境 部会第4回研修会

会報委員 水野 悠

日時 平成27年1月23日(金)

午後2時～4時30分

場所 豊橋市民センター(カリオンビル)

5階大会議室

出席者 12名



年が変わり、「建設業許可について」をテーマに、当支部杉浦章夫会員を講師に迎え、建設環境部会としては本年度最後の第4回研修会が開催されました。

今回は、資料として、建設業許可申請の実務を行う上で必携の、愛知県建設業不動産課「建設業許可の手引き(申請手続編及び記載例編)」を使用し、建設業許可申請の実際の流れに沿って、全体像を捉えつつ、杉浦会員が実務で経験された稀なケース等の実例を紹介していただく形での研修となりました。

主に、許可要件における人的要素及び財産的基礎について、どのように申請書を作成するのかそれをどのように証明していくのか、という観点を持つことが重要であり、そのために書類を調達又は作成する必要があるということを、再確認することができました。

経験豊富な会員はもちろん、本業務の経験が浅い会員まで、実務に直結する内容の2時間半となりました。

研修会終了後は、有志により和やかな懇親会が行われました。

事務局だより

■平成26年12月

2日(火)	山田会長 日行連常任理事会、常任・議事運営合同会議出席 住宅セーフティネット無料相談会開催 苦情対応委員会開催 刈谷市役所無料相談会開催 春日井ナンバー公用車交換業務
3日(水)	日行連臨時総会、法改正謝恩会・日行連移転祝賀会出席 春日井ナンバー公用車交換業務
4日(木)	届出済行政書士管理委員会開催 国際・私法部初心者向け研修会開催
5日(金)	部長会開催 年金記録第三者委員会新室長来館 久野副会長、仙石常務理事、岡田職員 法人経営部カレンダー配付
8日(月)	企画情報部交通事故関係打合せ開催 建設業関係要員募集の打合せ開催 春日井ナンバー公用車交換業務
9日(火)	日系ブラジル人家族法外部向けセミナー開催 久野副会長、仙石常務理事、岡田職員 法人経営部カレンダー配付 新年賀詞交歓会打合せ開催 春日井ナンバー公用車交換業務
10日(水)	会報委員会開催 企画情報部会開催 西堀副会長 名古屋入管申取届出 春日井ナンバー公用車交換業務
11日(木)	支部長会開催 榑野副会長、須崎常務理事、亀井次長 中地整、運輸局、県警他と打合せ
12日(金)	山田会長、西川副会長 日行連申取実務研修出席 西川副会長 日行連申取管理委員会出席
14日(日)	建設業関係業務履修講座①開催
15日(月)	建設環境部会開催 経審要員必須連絡会②開催 コスモスあいち管轄長会開催 春日井ナンバー公用車交換業務
16日(火)	浅井常務理事 日行連第一業務部会出席 仙石常務理事、熊田局長 県医務国保課訪問 本会常設無料相談会開催 住宅セーフティネット無料相談会開催
17日(水)	浅井常務理事 日行連第一業務部会出席 暴排不当要求防止責任者講習会開催 榑野副会長、鍋田常務理事、熊田局長、榑原主任 法務部カレンダー配付 運輸交通部会、自販連との懇話会開催 名城大学佐藤教授来館

事務局だより

■平成26年12月

18日(木)	総務部会開催 登録申請説明会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式開催
19日(金)	法務部会開催 経理部会開催 ADR初級講座開催 試験正副責任者会議開催 子安常務理事、岡田次長 広報部カレンダー配付 久野副会長、野田常務理事、安藤職員 経理部カレンダー配付 子安常務理事、岡田次長 自由業団体当番会出席
20日(土)	建設業関係業務履修講座①開催
22日(月)	部長会開催 久野副会長、蟹江常務理事 県民会議訪問 中日新聞広告局来館
24日(水)	大内田常務理事 土地利用部カレンダー配付
25日(木)	国際・私法部研修会開催 苦情対応委員会開催 西川副会長、浅井常務理事 建設環境部カレンダー配付
26日(金)	事務局仕事納め

■平成27年1月

5日(月)	事務局仕事始め
6日(火)	山田会長、西堀・久野・柳野・西川副会長、熊田局長 関係官庁新年挨拶 住宅セーフティネット無料相談会開催 新年賀詞交歓会司会者打合開催 刈谷市役所相談会開催
7日(水)	届出済行政書士管理委員会開催 前田副会長、子安常務理事 県警総務部広報課訪問 西堀副会長 公認会計士協会新年賀詞交歓会出席 山田会長 西北支部新年会出席
8日(木)	部長会開催
9日(金)	西堀副会長 名古屋入管申取届出 山田会長 福井会新年賀詞交歓会出席 山田会長 中央支部新年会出席
10日(土)	山田会長 岡崎支部新年会出席
13日(火)	部長会開催 理事会開催 幹事会開催 新年賀詞交歓会開催

■平成27年1月

14日(水)	本会常設無料相談会開催 法務部会開催
15日(木)	山田会長 日行連理事会出席 須崎常務理事、亀井次長 県警、運輸局訪問
16日(金)	田宮名誉会長、山田会長、西川副会長、浅井常務理事 日行連新年賀詞交歓会出席 コスモスあいち相談員研修会開催 榑野副会長 名古屋税理士会新年賀詞交歓会出席
17日(土)	建設業関係業務履修講座②開催 山田会長 東名支部新年会出席
18日(日)	建設業関係業務履修講座②開催
19日(月)	土地利用部研修会開催
20日(火)	届出済行政書士管理委員会指定研修会開催 住宅セーフティネット無料相談会開催 西堀副会長 宅建協会新年賀詞交歓会出席
21日(水)	登録申請説明会開催 職務上請求書ビデオ説明会開催 登録証交付式開催 浅井常務理事、熊田局長 県建設業不動産課、会計局調達課訪問 西堀副会長 不動産協会新年賀詞交歓会出席
22日(木)	広報部会開催 経理部会開催 建設業不動産課との会議開催 山田会長、久野副会長、熊田局長 医務国保課訪問 前田副会長、子安常務理事 中部朝日広告と打合せ
23日(金)	ADR初級講座開催 国際・私法部会開催 出張封印研修会打合開催
24日(土)	山田会長、西川副会長、小柳津委員 日行連国際部門国際業務に関するセミナー等出席 久野副会長 名古屋支部新年会出席
26日(月)	山田会長 日行連在日日系人のための生活相談セミナー出席 西川副会長 日行連申取実務研修、管理委員会出席
27日(火)	西川副会長 日行連申請取次行政書士管理委員会出席 部長会開催 日系人就労準備研修開催 コスモスあいち業務管理部会開催
28日(水)	会報委員会開催
30日(金)	西堀副会長 第九回名古屋中国春節祭出席 榑野副会長 弁理士会新年賀詞交歓会出席 吉川常務理事 弁理士会「知的財産セミナー2015」出席 日系人就労準備研修開催 コスモスあいち研修会開催

会 | 員 | の | 動 | 向

平成27年1月25日現在

個人会員数 2,775人
法人会員数 16法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第14192502号
会員番号 第5430号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 菅野 恵

事務所 行政書士相続相談事務所
名古屋市熱田区伝馬三丁目8番8号 アジュール伝馬町1002号
電話番号 090-1293-6190 所属支部 名南



登録番号 第14192506号
会員番号 第5434号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 村井 裕一

事務所 行政書士村井法務事務所
大府市森岡町二丁目164番地
電話番号 0562-47-3375 所属支部 知多



登録番号 第14192503号
会員番号 第5431号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 山田 健太郎

事務所 山田行政書士事務所
安城市城南町2丁目11番地8
電話番号 0566-72-1780 所属支部 碧海



登録番号 第14192507号
会員番号 第5435号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 太田 賢治

事務所 太田賢治行政書士事務所
名古屋市中区大須二丁目20番36号 宝マンション大須406号室
電話番号 052-209-8484 所属支部 中央



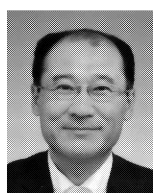
登録番号 第14192504号
会員番号 第5432号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 近藤 邦久

事務所 Lighthouse行政書士事務所
瀬戸市窯元町58番地
電話番号 0561-58-4039 所属支部 東名



登録番号 第14192508号
会員番号 第5436号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 稲垣 宏隆

事務所 行政書士いながき事務所
碧南市新道町2丁目65番地7
電話番号 0566-48-8552 所属支部 碧海



登録番号 第14192505号
会員番号 第5433号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 岡本 雄三

事務所 行政書士岡本雄三事務所
名古屋市中区栄4丁目14番31号 栄オークリッジ4階
電話番号 052-251-0723 所属支部 中央



登録番号 第14192509号
会員番号 第5437号
入会年月日 平成26年12月1日
氏名 金林 伸洙

事務所 アイチ行政書士事務所
瀬戸市追分町79番地1
電話番号 090-2944-4604 所属支部 東名



登録番号 第14192510号
 会員番号 第5438号
 入会年月日 平成26年12月1日
 氏名 間瀬 洋平

事務所 まごころ行政書士事務所
 半田市庚申町1丁目34番地1
 電話番号 0569-47-5278 所属支部 知多



登録番号 第15190034号
 会員番号 第5444号
 入会年月日 平成27年1月1日
 氏名 岩川 彰久

事務所 岩川彰久行政書士事務所
 常滑市檜原字平井畑9番地
 電話番号 0569-77-3818 所属支部 知多



登録番号 第14192511号
 会員番号 第5439号
 入会年月日 平成26年12月1日
 氏名 谷内 有美奈

事務所 谷内行政書士事務所
 春日井市白山町2丁目15番地18
 電話番号 0568-52-3702 所属支部 尾張



登録番号 第15190035号
 会員番号 第5445号
 入会年月日 平成27年1月1日
 氏名 菅沼 知生

事務所 菅沼行政書士事務所
 東海市高横須賀町御亭55番地の1
 電話番号 0562-85-2011 所属支部 知多



登録番号 第15190031号
 会員番号 第5441号
 入会年月日 平成27年1月1日
 氏名 金子 克巳

事務所 行政書士このは法務事務所
 岡崎市百々町字池ノ入24番地3
 電話番号 090-1094-8672 所属支部 岡崎



登録番号 第15190036号
 会員番号 第5446号
 入会年月日 平成27年1月1日
 氏名 鈴木 志穂

事務所 本多証一行政書士事務所
 名古屋市中区上津一丁目15番5号
 電話番号 052-324-0388 所属支部 中央



登録番号 第15190032号
 会員番号 第5442号
 入会年月日 平成27年1月1日
 氏名 鈴木 孝志

事務所 行政書士鈴木孝志事務所
 豊川市諏訪一丁目5番地2階
 電話番号 0533-86-2789 所属支部 東三



登録番号 第15190033号
 会員番号 第5443号
 入会年月日 平成27年1月1日
 氏名 鈴木 仁

事務所 鈴木仁行政書士事務所
 あま市富塚地藏堂88番地2
 電話番号 052-446-7936 所属支部 海部

法人会員の变更案内

法人番号 第1000704号
 会員番号 第H26号
 名称 行政書士法人交通事故・後遺障害
 サポートセンター
 従たる事務所の名称 行政書士法人交通事故・後遺障害
 サポートセンター 愛知事務所
 社員名 稲垣 喜規
 所属支部 中央
 変更事由 従たる事務所廃止、社員脱退

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	林 一伸 行政書士林事務所	名古屋市東区泉三丁目19番3号 第三マンケイビル2階	461-0001	052-979-2008	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
中央	多和田 裕	名古屋市東区東桜1丁目3番7号 ヒシタビル502号	461-0005	052-957-5657	事務所所在地、 事務所電話番号
中央	岩瀬 則子 イーエルジー行政書士事務所				氏名、 事務所名称
中央	毛利 崇恆			052-720-8650	事務所電話番号
西北	杉野 祐敬 行政書士杉野祐敬事務所	北名古屋市鹿田南蒲屋敷683番地	481-0004	0568-68-7578	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
西北	中明 勇貴	名古屋市西区新道一丁目9番7号	451-0043	052-571-2733	事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	渡辺 尚美 あすなろ行政書士事務所	名古屋市中村区名駅四丁目17番18号 茗荷ビル5F	450-0002	052-562-0087	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	稲垣 喜規 行政書士稲垣法務事務所	名古屋市中川区中島新町二丁目1107番地の1	454-0932	052-387-6396	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名古屋	本間 聡			052-414-7440	事務所電話番号
名古屋	前田 智也 名古屋行政書士事務所	名古屋市中村区椿町17番16号 丸元ビル6F	453-0015	052-451-2628	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	横山 直和	名古屋市天白区池場四丁目1105番地 第一要ハイツ2B	468-0055	052-918-2922	事務所所在地、 事務所電話番号
昭和	近藤 孝	名古屋市天白区井口一丁目1210番地 ピュア五反田202号室	468-0052		事務所所在地
昭和	鈴木 裕己			052-720-2004	事務所電話番号
名南	山田 智弘 山田智弘行政書士事務所	名古屋市緑区鳴海町字赤塚24番地13	458-0845	052-896-0005	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
名南	山田 存伸 行政書士山田存伸事務所	名古屋市緑区鳴海町字赤塚24番地13	458-0845	052-896-0005	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
一宮	和田 彌一郎 和田彌一郎行政書士事務所	一宮市若竹一丁目12番2号	491-0832	0586-81-7338	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
尾張	林 大樹			0568-76-7822	事務所電話番号
尾北	廣島 泉	江南市山尻町本丸西66番地	483-8036		事務所所在地
岡崎	児玉 真二	岡崎市城南町三丁目9番地2 キミオカビル2F東	444-0835		事務所所在地
岡崎	志波 邦明	岡崎市南明大寺町11番地2 アイチハートマンション503	444-0852		事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
岡崎	小林 孝至	岡崎市美合町字地藏野1番地521	444-0805	0564-71-1803	事務所所在地、 事務所電話番号
豊田	武田 のり子	みよし市三好丘旭五丁目8番地7	470-0203	050-7770-4299	事務所所在地、 事務所電話番号
新城	林 晃弘	新城市長篠字貝津39番地13	441-1634	0536-32-2561	単体会変更者(静岡会より)
	林行政書士事務所				
東三	内山 昭綱	豊川市中央通四丁目19番地	442-0051		事務所所在地
東三	朝比奈 良治	豊橋市佐藤四丁目6番地1	440-0853	0532-66-5526	事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士あさひな法務事務所				

退会者のお知らせ

支部	氏名	退会日
一宮	春日井 吉隆	平成26年12月9日
東三	戸澤 啓次	平成26年12月20日
東名	山田 博	平成26年12月31日
中央	杉山 一己	平成27年1月8日
中央	今井 香里	平成27年1月16日

ご逝去会員のお知らせ

尾張支部 谷口 巖 会員 平成26年12月8日ご逝去 (享年70歳)
 昭和支部 戸川 典昭 会員 平成26年12月11日ご逝去 (享年52歳)
 豊田支部 加藤 公平 会員 平成27年1月1日ご逝去 (享年76歳)
 名南支部 山田 武 会員 平成27年1月19日ご逝去 (享年72歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 山田 高嗣

愛知県で成年後見活動に取り組む会員をつなぐ会報誌

コスモス COSMOS*

2015年3月号

一般社団法人
コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

通信

コスモス業務相談会

成年後見業務に係る業務相談会を下記のとおり行います。業務相談を希望する会員の方は、コスモスあいち事務局まで電話にて申込み願います。

開催日	場所	申込期限
平成27年3月11日(休)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成27年3月9日(月)
平成27年4月21日(火)	愛知県行政書士会 2階A会議室	平成27年4月14日(火)

時 間 いずれも午後1時から午後4時まで

申込先 コスモスあいち事務局 TEL 052-908-3022

コスモス成年後見サポートセンター「更新研修」のご案内

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、コスモスあいちの活動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記について、下記のとおり開催することとなりましたので、ご多用中とは存じますが、ご参加いただきたくご案内申し上げます。

なお、会員証有効期日が平成25年7月31日または平成26年7月31日で、前回（平成26年3月20日および27日）の更新研修が未受講の会員の方は、必ず本研修を受講してください。

記

- 内 容 一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターの会員資格更新研修（約7時間30分DVD使用）
※研修終了後の考査試験はありません。
- 対 象 コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部会員（会員証有効期日が平成25年7月31日、平成26年7月31日または平成27年7月31日の会員）
- 日 時 第1日目 平成27年3月26日(木)午前10時～午後4時30分（研修①）
第2日目 平成27年4月2日(木)午後2時～午後4時（研修②）
第3日目 平成27年4月9日(木)午前10時～午後4時30分（研修①）
第4日目 平成27年4月16日(木)午後2時～午後4時（研修②）
※上記日程のうちで、研修①および研修②を受講してください。
※日程の組み合わせは自由ですが、研修①または研修②の一方を2日間受講しても、更新研修を終了したとは認められません。
※スケジュールは、別紙「コスモス更新研修日程表（平成27年実施分）」に記載のとおりです。
※開講15分前までには必ず来場してください。
- 会 場 愛知県行政書士会館 会議室
- 受 講 料 1,000円（初回受講日に、受付でお支払いください※お釣りのないようにご用意ください）
※テキストは各自コスモス本部のHPよりダウンロードしてご持参ください。
※テキストがダウンロードできない場合には、1冊300円で販売いたします。
- 申込方法 申込票に記入のうえ、会員証の写しを添えてFAXでお申込みください。
- 受付期間 3月20日(金)午後5時まで

あとがき

今冬は暖冬との予想に反して、非常に寒い日も多く、天候も不安定となっていますが、みなさまのような年を迎えられていますでしょうか？

今号は、年が変わり2015年（平成27年）に入って初めて編集された会報となっております。

私自身は、愛知県に戻り五回目の年越し、そして行政書士試験合格から丸二年が経ちました。

様々なことを学ばせていただいた五年であると同時に、社会的にも激動の時期でしたが、次の五年はどのようなのでしょうか？

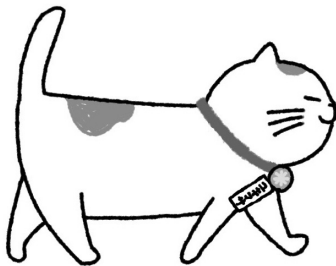
会員のみなさまからご指導いただきつつ、より一層一日一日を大切に過ごしていきたいと思っています。

本会報「あいち」を、今年もよろしく願いいたします。

会報委員 水野 悠

会報269号 担当

広報部	担当副会長	前田 望
	部長	子安 幸代
	次長	岡田 英紀
会報委員会	委員長	袴田 崇
	副委員長	長峰 均
	副委員長	杉浦 美紀



《今月の表紙》 知多市役所庁舎

知多市は、昭和45年に市制を施行し、工業地帯のある臨海部と、緑豊かな丘陵地が広がる内陸部に分かれています。

産業の中心は、火力発電、石油精製、都市ガス供給、造船、食料品、および飼料製造などの臨海工業地帯があり、多くの企業が操業しています。

一方、内陸部では農業が盛んで、西洋料理の高級食材として知られる「ペコロス」や、「フキ」の産地としても知られ、全国へと出荷しています。

丘陵部の宅地開発も進み、平成26年には人口8万5千人余りに達し、住宅都市としても良好な発展を続けています。

知多市は知多半島の北西部に位置し、西は伊勢湾に面し約15kmの海岸線を有し、北は東海市、東は東浦町、および阿久比町、南は常滑市に接しています。臨海工業地帯と住居地域は、恵まれた緑によって区分されており、住みやすい土地柄です。

また、観光では、「佐布里池の梅林」が県内随一の梅の名所として知られ、多くの観光客が訪れます。

また江戸時代から「知多木綿」の産地として栄えた「岡田地区」には、趣のある古い街並みがのこっているほか、新舞子マリンパークでは海水浴やボードセーリングなどのマリンスポーツを楽しむことができます。

2月中頃から3月の梅の時期には、4,600本ものさまざまな梅の花を楽しみながら散策できる「佐布里池の梅林」を訪れてみてはいかがでしょうか。

会報269号 平成27年3月1日発行

発行人 山田 高嗣

編集人 子安 幸代

袴田 崇

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

http://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 平成27年度第65期定時総会

日時 平成27年5月29日(金) 午後1時開会

場所 キャッスルプラザ

愛知県行政書士政治連盟 平成27年度定期大会

日時 平成27年5月29日(金) 定時総会終了後

場所 キャッスルプラザ

遺言や相続に関する疑問に、お答えします。

公証人 行政書士による **遺言に関する セミナー&相談会**

**無料
です!**

第1部

行政書士による
セミナー&個別相談会
～あなたの老後を輝かしく～
エンディングノートのすすめ

第2部

公証人・行政書士による
遺言・相続 相談会



平成27年 **3月7日(日)**

参加無料

予約優先
秘密は必ず
守ります

第1部 セミナー 10:00～
&
相談会 11:30～13:00

第2部 相談会 13:30～16:00

場所 栄 ガスビル5F [栄ガスホール]
名古屋市中区栄三丁目15番地33

予約優先となります。お気軽にお問い合わせください。

申込・
問合せ先

愛知県行政書士会
TEL (052)-931-4068
受付時間 / 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)
<http://www.aichi-gyosei.or.jp>



アクセス

「栄」駅
よりお越しの方
東山線・名城線「栄」駅下車
西改札口より三越方面
サカエチカ6番出口徒歩5分

「矢場町」駅
よりお越しの方
名城線「矢場町」駅下車
北改札口より
6番出口徒歩3分

主催:名古屋公証人合同役場・愛知県行政書士会